

○午前9時59分開議

○議長（本多健信君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（本多健信君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

芹 澤 裕次郎 君

吉 田 ゆみこ 君

ご了承願います。

○日 程

○議長（本多健信君） この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より録画、写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1

一般質問

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

たけうち忍君。

〔たけうち忍君登壇〕

○たけうち忍君 区議会公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、新型コロナ対策の拡充について伺います。

国内でのワクチン接種が進む中、6月下旬から始まった感染拡大の第5波がようやく収束し、都内感染者も大幅に減少、緊急事態宣言も解除され、ようやく一息つける状況となりました。この間ご尽力いただいた医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様、また、部活動や学校行事等の中止や延期等でつらい思いをされた児童・生徒の皆さん、支えていただいた学校関係者の方々、そして、感染防止とワクチン接種等にご理解とご協力いただいた区民の皆様に感謝申し上げます。また、残念ながらコロナでお亡くなりになられた方々、いまだ治療を余儀なくされている方々に改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

次に迫り来る第6波への万全の備えと、コロナ禍で傷ついた区民の暮らしや区内事業者等への支援の拡充を求めて、質問します。

1点目は、新型コロナ後遺症の総合相談窓口の設置についてです。国立国際医療研究センターが10月に発表した新型コロナウイルス感染症の後遺症に関する調査結果では、回答のあった457人中軽症が378人で84.4%、中等症が57人で12.7%、重症が13人で2.9%と軽症者がほとんどですが、息切れや咳、体のだるさ、味覚・聴覚障害などの症状のうち少なくとも1つ以上の症状が残っている方が6か月経過時点で26.3%と4人に1人、12か月では8.8%と11人に1人が何らかの症状で悩んでいる実態が明らかとなりました。また、急性期ではなく回復後に脱毛や記憶障害、睡眠障害などに悩まされる方も多く、男性より女性のほうが多いとの結果が報告されました。

現在、東京都ではコロナ後遺症相談窓口を設置し、都立病院と公社病院8か所で相談・治療等を実施していますが、後遺症の原因等が明確ではなく、対症療法にとどまっているため、治療が長期化するケースも懸念されています。品川区では、ホームページや広報しながらに都立病院等の後遺症相談窓口の情報をリンクし、感染でお悩みの方への心のケアを行うための情報も掲載するなど、後遺症に対しての取組を実施しておりますが、1万2,000人を超える区の感染者数を考えると、いまだ多くの区民が何らかの後遺症に悩み、今後も増加していくことが懸念されます。そこで、後遺症で悩み苦しむ区民の状況についての認識と現在の対応について伺います。

コロナの後遺症によって仕事に影響が出て、収入が減るなどで住まいや暮らしに影響が出ている方にとっては、医療だけではなく、生活面でも、身近な区で相談できることが何よりの安心につながると思います。世田谷区や墨田区では区としての相談窓口を既に設置していますが、区独自で設置しているケースはまだ少ないようです。そこで、こうした先進区の状況も注視しながら、第6波への備えとして、医療だけでなく仕事や住まいなどの生活についてもワンストップで相談できる新型コロナ後遺症の総合相談窓口の設置を提案いたしますが、ご所見を伺います。

2点目は、新型コロナの影響で売上げが減少した飲食業や観光業など区内事業者への支援についてです。新型コロナの感染拡大防止のために実施された緊急事態宣言下での外出抑制やイベント事業等の中止、飲食店の休業、時間短縮などによって、区内の多くの事業者が売上げの減少を余儀なくされ、今後の見通しも立てられない事業所もあると聞いています。

国や都ではこの間、持続化給付金、家賃支援給付金、感染拡大防止協力金等の支給など様々な支援を行っており、一定の評価はいたしますが、これまでも指摘したとおり、限られた業種への支援や、売上げの減少幅によって支援が受けられないなどの意見も多く寄せられました。そのような中で再び第6波が押し寄せたとしても、これ以上は休業や時短などの営業自粛には応じられないとの声も伺います。

国では今後、コロナ禍で落ち込んだ景気回復のため、新G o T oキャンペーンなどの実施も検討される中、人流の増加等による感染拡大を防ぐため、ワクチン接種証明の提示等を求めることが検討されており、今月1日からは都が先行して登録用の専用アプリ「T O K Y O ワクシヨ ン」をスタートさせ、11月15日現在、約17万人が登録しています。一方で、様々な事情でワクチン未接種の方への対応も同時に求められます。

そこで、こうした方々がワクチン接種者と同様のサービスが受けられるよう、また飲食店等の事業所が安心して来店してもらえるためにも、短時間で感染状況が確認できる抗原検査用のキットの活用を検討すべきと考えます。そこで、現在国で進めているワクチン・検査パッケージの実証実験について、概要と今後の方向性についてお知らせください。また、こうした国の動向を踏まえて、飲食店などの区内事業者等が感染防止対策として抗原検査用キットを購入した場合、現在実施している上限20万円の新型コロナウイルス感染症対応特別助成の対象経費に追加するなど、費用助成の実施を提案しますが、ご所見を伺います。

私は、6月の第2回定例会の一般質問で、飲食店等が感染防止対策をしっかりと実施した上で、ワクチン接種証明を提示したお客へ割引サービス等を実施する店舗への支援を提案し、区長から、他区の動向を見ながら、効果的な支援について引き続き検討するとの答弁がありました。

千代田区では、11月1日から1か月限定で、感染防止対策を区が認証した飲食店で食事した方へ支払額の最大25%をポイント還元するキャンペーンを行っております。還元した分を区が助成することで感染防止の優良店を応援する目的で、スマホ決済サービスPayPayでの支払いが条件とのことでした。区でも

11月から1か月PayPayを活用して、最大30%のポイント付与事業を実施していますが、今後の国や都の支援策と千代田区の事例、区のポイント付与事業の取組等を踏まえ、効果的な支援を早急に実施されるよう求めますが、ご所見を伺います。

次に、気候変動問題に対応する環境施策の拡充について伺います。

気候変動問題が深刻化する中、昨年10月の臨時国会の所信表明で、菅前総理が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、脱炭素社会の実現への方向性が明確に示されました。そして、先日行われた国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）の首脳会合で、岸田総理は2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度から46%削減するなどの目標を表明し、2050年の目標達成に向けて今後10年間の取組の重要性を指摘しました。こうした国内外の動きに合わせて、品川区の環境対策をさらに拡充していくことが喫緊の課題です。

そこで、質問の1点目は、品川区の取組の現状と課題、今後の取組についてです。現在、区では、区有施設の太陽光パネルの設置促進、また街路灯や商店街の装飾灯のLED化支援、電気自動車の導入など計画的に取り組んでいます。そこで、現在の実績と進捗状況、課題をお知らせください。

太陽光パネルの設置は、新築、改築時以外の既存施設への設置についてパネルの重量等の課題で進んでいませんが、最近の新聞報道によると、大手電機メーカーが薄くて軽く曲げられるフィルム型の製品を開発し、2025年までの実用化を目指すなど、様々な技術革新が進んでいます。また、東京都は延べ床面積2,000平米以下の新築建物に対し、太陽光パネルの設置を義務づける検討を始めたと聞いています。様々な課題はありますが、こうした動向を注視して、既存の区有施設への設置拡大や、区民への助成額の増額など、さらなる設置促進を要望します。

また、電気自動車の導入については、平成30年第3回定例会の一般質問で、環境と災害時の電源確保の両面から促進を訴えてきましたが、さきのCOP26では、岸田総理は電気自動車の普及を加速させる旨の演説があったとのことでした。そこで、今後の太陽光パネルの設置や電気自動車の導入促進について、区の目標や取組をお聞かせください。

質問の2点目は、環境・グリーンサポーターの育成支援についてです。区は現在、町会・自治会からの推薦等で、500名を超える廃棄物減量等推進員の方や、エコサポーターとしてイベントや講座等で協力している方が7名いらっしゃり、そのほかにもボランティアやNPO、CSR推進協議会の会員企業など、多くの方々が環境の分野で幅広く活動されています。

そこで、こうした方々の独自活動への支援の拡充と併せて裾野の拡大を図るため、希望する区民にも参加を呼びかけ、新たに（仮称）環境・グリーンサポーターとして登録・育成を行うよう提案します。また、登録されたサポーターを中心に、来年度開設予定の環境学習交流施設「エコルとごし」などを活用した定期的な講習会の実施等による環境意識の啓発を促進させてはいかがでしょうか。それぞれのご所見を伺います。

質問の3点目は、（仮称）グリーンポイント制度の実施についてです。温室効果ガスの削減が待ったなしの状況下で国が示す高い目標をクリアしていくには、多くの区民の協力が不可欠です。そのためには、多くの区民が主体的に楽しみながら継続して取り組める仕組みづくりが必要です。海老名市では、市民と在勤・在学者を対象に、SDGs達成のための行動にポイントを与える環境マイレージ制度を実施しています。使用しないときにテレビのコンセントを抜くや、お風呂の残り湯で洗濯するなどの省エネ行動や、買物時にマイバッグを使う、ごみの分別を徹底する、地域の緑化活動に参加するなど、多様な活動に対してポイントを付与し、合計ポイントによって様々な景品と交換できるようです。

品川区では「しながわ健康ポイント」を実施し、好評を得ておりますが、こうしたノウハウも活用しながら、より多くの区民が日常的に環境への意識を持ちながら区の実施にも参加できるよう、（仮称）グリーンポイント制度の実施を提案しますが、ご所見を伺います。

質問の4点目は、住宅改善工事助成事業、いわゆるエコ&バリアフリー助成事業についてです。品川区では、平成23年度から、住環境の整備と区内事業者の振興を図るため、区民やマンション管理組合、賃貸住宅のオーナーが区内施工業者を利用して環境への配慮やバリアフリー化のための改修工事を行う際、一般住宅では20万円を上限に工事費用の10%を助成するエコ&バリアフリー助成事業を実施し、毎年250件近い利用状況となっております。

一方で、一度助成を利用した場合は、工事場所や工事内容が違っても助成が受けられないため、改善を図ってほしいとの声も聞いています。今後、カーボンニュートラルの動きが加速し、区民の意識が深まっていけば、エコ改修への需要がさらに高まることが予測されます。そこで、例えば一定の期間を設けた再申請や、1度目がバリアフリー改修だった場合エコ改修は対象にするなど、今後の環境施策の促進を図るため、住宅改善工事助成事業の助成率や限度額の拡充と利用回数の緩和を要望しますが、ご所見を伺います。

最後に、住宅確保要配慮者への施策の拡充について伺います。

品川区では、これまでひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、立ち退きや劣悪な住環境の方への住宅あっせん事業を実施し、条件を満たせば礼金等の助成や家賃等の債務保証制度の利用促進を図ってきました。また、あっせん事業の対象者には、定期連絡や訪問などの見守りや緊急対応退去時の家財の撤去などの支援も始めています。

一方で、子育て世帯や障がい者、低所得者など、高齢者と同様に住居の確保が困難な方への支援の仕組みが必要とされてきました。そんな中、2017年に新たな住宅セーフティネット法の施行や、会派として設置を要望してきた居住支援協議会が令和元年度に設立され、高齢者や障がい者、子育て世帯、低所得者などのいわゆる住宅確保要配慮者へのさらなる居住支援が進められています。

そこで、質問の1点目は、住宅確保要配慮者入居促進事業についてです。現在、区では、住宅確保要配慮者と賃貸借契約を締結した賃貸住宅オーナーと仲介した不動産事業者に対して、それぞれ6万円の協力金を支払うことで提供可能な賃貸住宅の掘り起こしと入居を促進するために、住宅確保要配慮者入居促進事業を10月から実施しています。そこで、これまでに登録に至った不動産の数とあっせん状況について、また今後の支援スケジュールについてお知らせください。あわせて、要配慮者が入居促進事業に登録した不動産から住宅の紹介を受けるためには、どの窓口に行くのかなどの手順や手続についても教えてください。

居住支援協議会の議事録では、現在は同事業の対象から外れている外国人について、今後対象に含めるかを検討していくとのことですが、検討のスケジュールと背景についてご所見を伺います。

質問の2点目は、家賃低廉化補助の実施についてです。住宅セーフティネット法によって、月収15万8,000円以下の世帯を受け入れる物件のオーナーが家賃を引き下げの際は、国と都、区合わせて月額最大4万円の家賃低廉化の補助が受けられます。また、この間のコロナ禍の影響で一時的に収入が減少した場合には、令和3年度までの時限措置として月額最大8万円に限度額が拡充されています。ところが、この制度を活用して補助を受けるためには、住宅確保要配慮者の入居に限定した専用住宅としての登録が必要となり、区の実情の策定が不可欠となっております。

現在、23区では、豊島区、世田谷区、墨田区、練馬区、八王子市の4区1市が要綱を作成し、補助を

実施していますが、残念ながら品川区は未実施です。これまでも会派として度々家賃低廉化の支援を求めておりましたが、実現に至っておりません。そこで、これまでの検討状況と実現に向けての課題について、ご所見を伺います。

ところで、セーフティネット住宅として登録されている住宅は、区内に11月15日現在で77棟924戸あり、13棟52戸が現在空いている状況ですが、ほとんどが10万円近い家賃で、中には16万円を超える高額な家賃のマンションもあり、低所得の方には入居が難しい状況です。そこで、こうした住宅も含めて、現在登録されている924戸のセーフティネット住宅について、今後の空き状況を踏まえた専用住宅としての登録の可能性についてご所見を伺います。

今後、コロナの影響で離職や転職などによる転居を余儀なくされる方などの増加が懸念されており、低廉な家賃の住宅確保が大きな課題となりますが、今年の7月に開かれた令和3年度第1回居住支援協議会では、家賃低廉化補助について、協議会会長から「今後、協議会で家賃補助の実施意見が強まれば、区として検討することが必要となる」との意見が出されたと聞いています。

そこで、こうした動きに合わせて、家賃低廉化補助の実施に向けた検討を要望します。また、現在実施中の入居促進事業の登録不動産等に対して家賃低廉化補助についてのメリット等を説明し、住宅確保要配慮者のための専用住宅としての登録の促進を要望しますが、それぞれご所見を伺います。

質問の3点目は、空き家を活用したシェアハウスの整備についてです。今後の高齢人口の増加に伴い、高齢者の入所施設の不足が懸念される中、ひとり暮らしの高齢者が在宅で暮らせるための見守りサービスの必要性が高まっています。先ほどの家賃低廉化補助を実施している豊島区では、としま・まちごと福祉支援プロジェクトの一環で、空き家をセーフティネット住宅として活用し、豊島区に拠点を置く居住支援法人と連携して見守りを行う仕組みをつくっています。そして、2020年7月から区内の空き家を共生ハウス西池袋としてシェアハウスに改修し、家賃低廉化補助の活用により、低家賃で希望によって月額1万円で見守りや緊急時の支援が受けられます。

品川区でも見守り支援等で複数の居住支援法人とつながりがあると聞いていますが、こうした取組を参考に、住み続けたい高齢者がいつまでも住み続けられる品川の構築を目指して、シェアハウスの整備等空き家の活用を提案しますが、ご所見を伺います。

以上で私の一般質問を終了します。ご清聴、大変にありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、気候変動問題に対応する環境施策の拡充についてお答え申し上げます。

初めに、区有施設への太陽光発電設備の設置実績であります。現在41施設に設置されております。令和4年度開設予定のエコルとごしにおきましては、区有施設では最大規模の設置となるほか、新築や改築の施設におきましても設置を予定しております。街路灯や装飾灯のLED化につきましては、現在、街路灯は9,478基、装飾灯は65商店街の取組実績であります。また、電気自動車の実績につきましては15台、その他燃料電池車1台、ハイブリッド車16台を導入しております。

次に、設置に向けた課題につきましては、例えば太陽光発電設備では、パネルの反射光による近隣住民への影響や屋根重量の増加などが挙げられます。パネルの軽量化なども進んでおりますので、既存区有施設への設置拡大に向け、検討してまいります。また、街路灯や装飾灯のLED化につきましても、計画的に取組を進めてまいります。また、区民への助成額の増額についてですが、設置の促進に向け、検討を進めてまいります。

次に、今後の電気自動車等の導入促進についてですが、国や都と連携し、さらに推進してまいります。

次に、環境・グリーンサポーターの育成支援とエコルとごしの活用についてであります。区民の環境活動の支援と拡充への取組として、環境講座の開催やボランティアの活用を予定しております。新たに環境活動に参加される方や、既に環境活動を行っている区民や団体の皆様が主体性を持って関わることのできる取組を進めてまいります。

次に、（仮称）グリーンポイント制度のご提案についてであります。現在、環境への取組の促進として、しながわ家庭エコチャレンジ事業などを行っております。今後、ポイント制度など区民の方々が日常的に環境への意識を持ちながら参加できる仕組みづくりについて検討を進めてまいります。

次に、エコ&バリアフリー助成事業についてですが、助成件数および助成額の実績は、近年高い数値を維持しております。より多くの方にご利用いただくために、使いやすい制度について検討してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部門よりお答えをさせていただきます。

〔地域振興部長久保田善行君登壇〕

○地域振興部長（久保田善行君） 私からは、新型コロナ対策の拡充についてお答えします。

初めに、新型コロナ後遺症の総合相談窓口の設置についてお答えします。新型コロナウイルスに罹患し、急性期から引き続く嗅覚・味覚障害や回復後の倦怠感や集中力低下等、様々な後遺症が残っている方が一定程度いることは承知しております。後遺症については、現段階で確立した治療法がなく、対症療法が中心のため、生活面で支障が生じ、罹患前の生活に戻れないこともあると認識しております。区では、これらの症状が残る方に対して、まずは専門医療機関の受診を勧めるとともに、生活面での困り事についても丁寧に相談に乗り、必要に応じ適切な部署へつなげる等、その方の状況に応じた支援に努めてまいります。

続きまして、区内事業者への支援についてお答えします。初めに、ワクチン・検査パッケージについてですが、飲食業などの事業者が感染防止対策を行った上で、ワクチン接種歴またはPCR検査等の証明書を確認することで、入店者等の行動制限を緩和するものであります。具体的には、パッケージを活用することで、緊急事態宣言においても飲食店等での5人以上の会食を緩和し、感染防止対策と経済の再開の両立を図るものであります。国では、この間の技術実証や専門家の了承を踏まえ、早期の適用を目指して準備を進めております。

次に、感染症対応特別助成の対象経費に抗原検査キットを追加することについては、現在、同助成では消耗品や汎用性のある物品などは対象外としております。今後は、ワクチン検査パッケージの実証実験の結果や、飲食店、宿泊施設等での検査キットの活用状況などを勘案し、検討してまいります。

次に、接種証明書を提示した方に割引サービス等を行う飲食店等への支援についてお答えします。区では、飲食店だけではなく、全ての事業者が影響を受けていることを踏まえ、30%のキャッシュレス決済ポイント還元事業や、プレミアム率を20%に拡大した区内共通商品券事業などにより、区内経済の消費喚起に積極的に取り組んでいます。今後も、国や東京都、他自治体の動向等を注視し、飲食店をはじめ、コロナ禍で影響を受けた区内事業者の支援に努めてまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、住宅確保要配慮者への施策の拡充についてお答えいたします。

初めに、住宅確保要配慮者入居促進事業に登録された不動産事業者数ですが、令和3年10月29日の登録制度開始から昨日までに23件の登録がございました。区民の方への事業開始につきましては、11月中

を予定しております。

次に、相談窓口や手続についてですが、初めに、本事業を希望される高齢者、障がい者などの要配慮者の方に所管の窓口で希望内容をお聞きします。次に、お聞きした希望内容を住宅課から協力不動産業者に伝え、物件を探してもらいます。そして次に、希望に沿う物件情報を所管課から相談者にお知らせをするものでございます。

外国人を対象に含めることにつきましては、新規入国者が減少しておりますが、今後、事業効果の検証とニーズを踏まえまして、検討を進めてまいります。

次に、家賃低廉化補助の検討状況と課題ですが、家賃補助の対象住宅にするには、専用住宅として登録していただくことが必要となります。貸主の方に丁寧に説明し、登録していただけるよう引き続き働きかけを行ってまいります。

次に、不動産業者に協力を求めることについてですが、専用住宅に登録された際の報奨金についてしっかり周知し、協力を求めていると考えております。

次に、空き家を活用した高齢者向けのシェアハウス整備についてですが、空き家の有効活用は、管理不全の発生予防の観点からも進めていきたいと考えております。シェアハウスに利用可能な物件と、運営の担い手となる法人等の発掘・育成について、居住支援法人と連携しながら検討してまいります。

○たけうち忍君 それぞれご答弁ありがとうございました。自席より再質問させていただきます。

1点だけ、コロナの後遺症の相談窓口ということで、今現在でも様々な所管のほうでしっかりとやっ
ていただいているということは理解しておるんですけども、やはりSOSを求める方が、ワンストップ
でここに行けば全て相談できるんだという意味での情報発信を、窓口という形になるのか、できれば窓
口がいいんですが、そういう形ではなくても今以上に情報を発信していただいて、ぜひSOSを求める
方が漏れなくしっかりと対応していただくようにしていただきたいと思うんですが、もう一回そこだけ
お願いします。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） たけうち議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症の総合相談窓口についてでございます。後遺症のある方というの
は、症状も含め様々な状況に置かれているというふうに思われます。相談の内容についても多岐にわた
るというふうに認識をしておりますので、まずは症状がある方ということで、保健所にご相談もしくは
保健センターのご相談があることが多いというふうに考えておりますので、それらの相談に対して丁寧
に状況をお聞きし、また、生活面等での困り事についても丁寧に相談を受けて必要なところにつなげる
など、総合的な相談を実施してまいりたいと思います。

○議長（本多健信君） 以上でたけうち忍君の質問を終わります。

次に、小芝新君。

〔小芝新君登壇〕

○小芝新君 区議会自民党を代表しまして、通告順に従い一般質問を行います。

初めに、去る10月22日に開通されました二葉一丁目から豊町二丁目に至る補助第26号線のほか、区内
の交通について質問をいたします。

まず、今回開通されました区間の事業は、防災性の向上と交通渋滞の緩和を目指して1991年から着手
され、30年に及ぶ平成を過ぎて令和の3年目によりやく開通をされました。長年の間、区内の東西を結
ぶ交通の弱さが指摘されてきました。平成3年以降、度重なる工期の延長により、多くの方がいつか

つかと、長くなる首がこれ以上長くないほどに待ち焦がれていたのが実情であったと思われます。

地域の方からは大変便利になったという声が多く、私もこの道路の開通を地域の方にご報告できることに喜びを感じる次第です。しかし、喜びの声を聞く一方で、一本橋から区役所に向かって走行する車の渋滞が悩みの種にもなっています。便利になったものの、交通渋滞が解消されなければ、そもそもの補助26号線の趣旨が本末転倒になりかねません。この辺り、区はどのように改善していこうと考えているのか、お聞かせください。

これまで、大井町から武蔵小山まで移動する場合は、車でなければ、大井町線に乗って大田区の大岡山で目黒線に乗り換えなければなりませんでしたが、この開通によって利便性は一気に高まります。補助26号線にバスを走らせることで、東の大井町と西の武蔵小山の行き来がより便利になるのは論をまたないと考えますが、区は東西の交通利便性をさらに一歩踏み出すお考えはあるのかどうか。バスの運行を早急に事業者要望すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、西大井駅、大森駅を循環する予定のコミュニティバスについて質問をいたします。

コロナ禍によりコミュニティバスの運行を審議する公共交通会議が、今年の2月を最後に開催されていません。地域からも、本当に通るのか、ルートは変わらないのかといったお声をお聞きします。予定では今年の夏にはプロポーザルで事業者が決まっているはずですが、その辺りも踏まえて、現状と予定どおり年度末の運行が見通せるのかどうか教えてください。

以前、一般質問ではラッピングなど区内の地域経済を回すための提案などをさせていただきました。品川区にちなんだ声優の声を取り入れてはいかがかという質問もこれまでであったと認識しております。コミュニティバスの利益の向上に向けて取り組んでもらいたいと考えますが、あと半年もない中でのスケジュールを教えてください。

また、コミュニティバスが走る滝王子通りには、国土交通省が調査した結果、安全性を確保すべき停留所がございます。西大井二丁目にある停留所は、バスが停止しますと、その車体は交差点の前後5メートル以内に入ることから、優先度はCランクに当たります。さきの建設委員会では、この停留所の改善に向けた取組を行っていくという答弁がありましたが、歩道の狭い滝王子通りの安全性を確保するためにも、効率のよいコミュニティバスの停留所を求めたいと考えますが、お考えがあれば教えてください。

次に、去る10月31日に投開票されました衆議院議員選挙に関連して、投票の運営について質問をいたします。

今回の総選挙は、衆議院議員の4年間の任期を終えた後の解散による総選挙でした。任期満了後の選挙ではありましたが、地域の方からは方々で投票の際に必要な入場券がまだ届かないとの御指摘が数件入りました。区のホームページを見ましたところ、期日前投票は区役所を除いて全ての地域センターで10月24日から始まることを確認いたしました。19日の告示日から5日後に期日前投票を設定した理由を教えてください。

ほかの23区も大半が24日から期日前投票が始まったそうでしたが、中には中央区や足立区、葛飾区の3区は20日から期日前投票が始まりました。あらかじめある程度は予想できた日程であったと思いますが、選挙が始まり5日という少し長いという印象を受けましたが、区としてこのことについてどのようにお考えなのか、選挙管理委員会への問合せがあったのかどうかも踏まえて教えてください。

投開票日の31日は、私も地域の小学校で投票をしてきたのですが、廊下に人が入り切らず、校庭に行列ができていました。現場判断で校庭に誘導したとも思われますが、学校の正門前は狭い歩道のため、

歩道に行列をつくらせず、校庭を利用したことで安全策を取られたことと理解しています。ほかの投票所を利用された方にも聞きましたところ、午前中に投票した方からは、「どこの投票所でも混んでいた」「行列ができていた」などの声が寄せられました。区のご認識をお聞きます。

今回の選挙の投票率、例えば東京3区は前回よりも4.2%高く、58.89%。23区の平均56.79%よりも2%高い数字でした。特に着目すべきは、初めての選挙を迎えた18歳の投票率が高かったことです。総じて30代までは軒並みほかの年代に比べて投票率が低かったのですが、18歳だけは57.95%と高く、20代から30代前半の投票率が39%から49%であったことと比べても、初めての国政選挙ということでも注目の高い選挙に映ったのではないかと考えます。

注目の高さは、例えばツイッターに代表されるSNSで芸能人などが投票を呼びかけていたことも影響しているのではないかと思います。品川区も投票の呼びかけを行ってきましたが、今回、若年者、とりわけ18歳がなぜ高い投票率であったのかも踏まえて、区がアンケートなどを通じてフィードバックを取っていただきたいと思いますが、見解を教えてください。

日本財団によれば、17歳から19歳にかけてコロナ禍と社会参加についてアンケートを取りましたところ、「政治や選挙が自分自身の生活にも影響すると感じるが増えた」と考えている人が3割を超えたことが分かったそうです。逆に「影響しない」と答えた人は1割程度、「変わらない」と答えた人が50%だったそうです。私は、50%が「変わらない」という答えを出していることからしますと、政治への意識が高くなっているとは言い難いと考えました。18歳の投票率自体の高さは喜ばしいことですが、これ以降は低下してしまっています。

20代から30代前半にかけての投票率を上げることは目下の課題であると考えます。この年代ですと、情報の発信源はスマートフォンです。品川区でもツイッターで呼びかけていたことは存じていますが、全庁的に取り組む課題ではないかと認識しています。若い方と話をしますと、自分の1票では何も変わらない、政治には関心がないなど、投票に行かない理由を聞きます。

しかし、そもそも選挙があっても形式だけであったり、行政機関が選挙活動を妨害するような国もあるわけです。そういう中で、日本ほど公正厳粛な選挙はなかなかないのではないかとさえ思います。であるにもかかわらず、若年世代の投票率が上がらない状況を改善するためには、若年者の主権者意識を改革していかなければならないという帰結に至るわけですが、その過程の中で選挙の投票率アップに焦点を絞った取組を地域ごとに行うのはいかがでしょうか。

また、主権者教育は小中学生でも行われていると認識しておりますが、日本財団が17歳、18歳を対象に政治の授業で求めるものをアンケートしましたところ、特に多かったのが時事の政治ニュースだったそうです。よく主権者教育にはディベートなどが必要であると聞きますが、このアンケート結果は、今後の主権者教育に向けて新しい切り口ではないかと考えます。

さらに、GIGAスクール構想により、小中学生にはタブレットが貸与されていることから、政治ニュースとSNSをコラボする教育も取り組みやすいと考えます。例えばツイッターなどで政治のテーマでアンケートを取ってみて、それを基にしてクラスごとに議論してみるのも、生徒たちの関心を引きつけるのではないかと考えます。教育委員会でインターネットを活用した主権者教育を提案してみてもどうかと考えますが、見解を伺います。

続きまして、ふるさと納税について質問をいたします。

ふるさと納税による東京23区全体の減収が年々深刻化しております。遂に平成28年度からの累計額は2,000億円を超え、昨年1年間で23区全体では531億円の減収となりました。そもそもふるさと納税は、

生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域へも支援の力を与える制度でした。しかし、いつしかこの制度は、納税者が自治体を選ぶのではなく返礼品を選んでしまうような、およそ本来の趣旨とはかけ離れてしまう現象が起きてしまったのは周知の事実です。

その結果、どうなりましたか。全区民が減収による行政サービス低下の影響を受けざるを得ない一方、制度を利用する区民のみが返礼品などの恩恵を受けるといった不公平が生じるなど、制度のゆがみが顕在化してきます。品川区でもふるさと納税による減収は毎年増え続けており、令和3年度見込みで約30億円と認識しています。これは、昨年品川区に入るたばこの税収とほとんど変わりません。また、特別区全体の減収額531億円は、令和3年度当初予算における新型コロナウイルス感染症対策経費の特別区負担分であり、約510億円を上回る額になっています。

特別区長会では昨年、ふるさと納税制度に対する特別区緊急共同声明が、会長であります山崎江東区区長の名前で出されました。この声明では、ふるさと納税により住民税の控除額に上限を設けること、ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入すること、ふるさと納税による減収額については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整することなどが声明として出されました。

そこでお聞きしますが、品川区としても、ふるさと納税については一度立ち止まり、大局に立ってこの制度そのものの存在を抜本的に見直す姿勢も必要ではないかと考えます。特別区長会でも声明が出されましたとおり、税収が大幅に減少する中で、品川区としてこの制度そのものを抜本的に見直すべき意見を出すべきとも思いますが、ご見解をお伺いします。

続きまして、西大井駅周辺のまちづくりについて質問をいたします。

先日、11月4日、西大井の立会道路と光学通りに囲まれたニコンの工場跡地について、ニコンは本社を移転する具体的な検討に入ったとプレスリリースしました。大まかなスケジュールとしては、来年夏に着工に入り、2024年の春に竣工し、その年の夏に稼働する予定とのことです。この場所を含める西大井一丁目町会では、一斉に町会掲示板を通じてこのニュースを周知しておりました。2024年の秋からはニコンに勤めるおよそ3,000人の社員が西大井駅を利用することになります。

これまで西大井駅の歴史、周辺の歴史を品川区議会の会議録や、また地域の方との対話を通じて学ばせてもらいました。駅の開設に至るまで時間がかかったこと、南地域の開発を通じて周辺の原町商店街への影響も大きく懸念されていたこと、改札口の増設要望が今でもあることなどを学ばせてもらいました。今回ニコンの本社が3年後に竣工されることを想定しまして、今のままでは幾つかの課題が出てくると認識しております。

そのうちの1つは、朝の通勤ラッシュの時間帯における駅前の混雑です。今でも朝の8時になりますと圧倒的に改札から出てくる人が多く、改札を正面にしますと、左に朋友学園の生徒、真っすぐに進んでくる品川翔英中学・高校の生徒、さらに周辺の民間企業に勤める方も含めて、かなり混雑している状況にあります。この状況のまま3年後を迎えた場合は、間違いなく地域の問題になるのではないかと危惧しております。混雑解消のためにも、これまで議会で提案されてきました新たな改札口の増設など、混雑時の人の流れを分散化させることも必要に迫られると考えますが、見解を教えてください。

課題はこれだけではなく、今よりもずっと増えるとも思えます消費需要に対して、今の駅前の店舗だけでは物足りないのではないかと考えます。そうしますと、店舗の数を増やすなど駅前の消費需要を喚起するようなまちづくりが必要になってくるとも考えますし、また、周辺の商店街の需要を伸ばすことにもつながると考えますが、どのようにお考えか教えてください。

ニコンの本社移転で西大井駅の利用が増えますが、同時に大井町からのアクセスも考えなければならなくなります。既存の東急バスを利用すれば、池上通りから滝王子通りを通っていくルートになりますが、これでは品川駅経由西大井駅のほうが早く着くとも思います。例えば大井町駅から西大井駅にかけて光学通りをバスが通れば、ニコンの社員だけでなく、光学通り周辺の住民にも利便性が高いと思いますが、今後、品川区としてバスの開通を事業者に求めることも検討すべきと考えますが、見解を教えてください。

続きまして、新たな姉妹都市交流について質問をいたします。

既に品川区は、アメリカのポートランド、スイスのジュネーブ、ニュージーランドのオークランドと姉妹都市交流を重ねています。最近、新型コロナウイルスの世界的な蔓延により、なかなか思うような活動ができなかったことと思います。しかしながら、オンラインなど新しい切り口から交流を重ねてきたとも思います。ようやく我が国の玄関口でも外国人の入国基準が緩和されてきました。しかし、まだまだ観光目的の入国はハードルが高い状況となっています。これから第6波が到来した場合も想定して、いわゆる水際対策は万全にすべきと考えますが、今後収束に入ればインバウンドが復活してきます。同時に国民が海外に出かけるようにもなってきます。

自治体によっては、海外の気分を国内で味わってもらおうと、特定の国に焦点を絞った祭りが各地で展開されてきました。例えば23区では、杉並区交流協会の主催と杉並区の共催で毎年台湾祭りが行われています。そこでは台湾鉄道のパネル展や名産を扱ってしましたり、映画を上映したり、食を提供するなど、人間の五感を使った取組を展開していました。東京タワー前の広場では、主に台湾の夜市をモデルにした行事が展開されています。既に姉妹都市交流している国のパネル展など行事の中に取り込んでいることは承知しています。

私は、姉妹都市交流のほかに、まだ交流していないアジアの国々との交流を行っていくことで、それを都市交流に発展させられると思っています。具体的にはアジアの国との交流を、例えば人が集まります中央公園や大井町駅前中央通りなどを使い、1日限りのアジア祭りや夜市祭りというものもあるかと思っています。姉妹都市交流は、これまで歴史的な経緯、共通した土地柄などを踏まえて実現されたと認識していますが、民間交流での積み重ねが都市交流につながると考えます。品川区が積極的に関わっていくことで、アジアのより一層の発展と文化交流に寄与できると考えますが、品川区のお考えをお聞かせ願います。

最後に、人権について質問をいたします。

これまで一般質問、決算予算特別委員会で提案、質問をさせていただきましたが、人権の中でも決して風化してはいけない最も深刻な人権侵害であります北朝鮮による拉致事件について、今回の一般質問でも取り上げさせていただきます。

今年の2月、かつて品川区大井に住んでいました拉致被害者の横田めぐみさんを題材にした映画「めぐみへの誓い」が公開されました。私は、8月にこの映画のメガホンを取りました野伏翔監督とお話する機会がありました。品川区でもこの映画上映を通じて、拉致事件が現在進行形の事件であることを区民の方にも分かってもらいたいとの話をお聞きしました。

既に自治体によっては、この映画やモデルになった舞台劇を上映しているところもあります。かつては家族の方が拉致問題の署名活動をしていますと、それだけで罵倒されたり、署名用紙のボードをたたき落とされたりすることもあったようです。映画でもそのようなシーンがありました。最近では、そもそもこの事件そのものが風化されてきている印象があります。なぜでしょうか。マスコミが取り上げな

いというのも一つの理由です。もう一つの理由は、地方自治体からの発信が弱いという点も挙げられています。

最近では、LGBTの人権を守っていくなど多様性のある社会を目指す動きが全国で広がっています。渋谷区のようにパートナーシップに前向きな姿勢を出す自治体もありまして、LGBTが今よりも生活しやすい環境を行政がつくっていくことが目的です。しかし、拉致被害者はどうでしょうか。明日の命すら保障されない中で、何十年にもわたって家族に会えず、故郷の土を踏めないままです。

最近では、昔起こった事件の1ページにすぎないという印象すら受けます。しかし、これは現在進行形の事件です。地方自治体が積極的に啓発活動することで、地域に住む方の意識は必ず変わってきます。私は、これまでの品川区の啓発活動を見ますと、まだまだ弱いという印象を受けます。どうか今よりも一歩、二歩と啓発活動を前に進めてもらいたいと考えますが、品川区の考えを教えてください。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴いただきまして、ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、補助26号線についてお答えを申し上げます。

初めに、交通渋滞の改善につきましては、道路ができ通行できるようになったことに合わせ、品川区役所前で交差する補助163号線に右折レーンを設けました。また、警察による信号サイクルの調整も引き続き行われており、今後も東京都や警察と連携し、渋滞解消に取り組んでまいります。

次に、路線バスの導入についてですが、今回の整備により交通の利便性が向上するとともに、まちの活性化に大きく寄与するものと考えております。区は、これまでもバス事業者に対し開通後の路線バスの運行を要望し、事業者からは、運行時期は未定だが、補助26号線の重要性は十分理解しており、運行に向けて検討していくとの回答がなされております。区といたしましては、一刻も早く路線バスが導入されるよう、引き続きバス事業者に要望してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部門よりお答えを申し上げます。

〔選挙管理委員会委員長塚本利光君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（塚本利光君） 私からは、選挙のご質問にお答えします。

まず、地域センターでの期日前投票を7日間とする理由ですが、これは、集会室の利用をお断りするなど利用調整によるものです。

次に、選挙管理委員会へのお問合せですが、地方に単身赴任された方や転出された方から、不在者投票のやり方や時間に余裕がないとのお声を数多くいただいております。今回の期日前投票率は34.26%と、前回同様に高い状況でございます。また、設置数も23区でトップクラスであり、投票機会を十分に確保しているものと認識しております。

次に、投票所の混雑ですが、当日は午後から雨が強くなる予報が出たことや、新型コロナウイルスの予防のため、人と人との間隔を広げる等の必要性から列が長くなり、ご迷惑をおかけいたしました。引き続き丁寧なお声がけと適切な誘導を努めてまいります。

次に、若年層への啓発ですが、明るい選挙推進協議会と協働して、区内大学との連携のほか、区立学校に出前模擬選挙などの事業を積極的に行ってまいりました。議員のご提案につきましては、大学生との意見の交換を踏まえ、様々な手法を検討してまいります。

最後に、主権者教育についてですが、学校では模擬選挙のほか、議会の傍聴、議場見学等体験的な学習をはじめ、市民科において区の課題について自分なりの考えを提案するなど、児童・生徒が主体的に

社会参画することの重要性を討論形式で学んでおります。今後は、ご提案の児童・生徒から関心の高い政治ニュースを題材にICTを活用して議論するなど、主権者教育のさらなる充実に向けて努めてまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、コミュニティバスと西大井駅周辺のまちづくりについてお答えいたします。

初めに、コミュニティバスについてですが、現在の取組状況と試行運行開始の時期でございますけれども、西大井駅から西大井四、五、六丁目を循環しまして、その後大森駅へ向かう通称大井ルートの試行運行開始に向け、交通管理者である警視庁と協議を重ねてまいりました。大井ルートのうち協議が調いました西大井駅と大森駅を結ぶ区間について、令和4年3月末の試行運行開始を目指しております。また、大井ルートのうち残りの西大井循環部分についても、引き続き警視庁と協議してまいります。

次に、車内や車外などへの広告の掲載についてですが、今後、試行運行の開始に合わせ広告募集を実施し、増収や沿線地域の活性化につながる様々な取組について検討してまいります。

次に、滝王子通りに設置されている西大井二丁目停留所につきましては、バス事業者と情報を共有しながら、移設を含む安全対策を検討しているところでございます。また、今後設置を予定しているコミュニティバスの停留所につきましては、利用者の安全に配慮した位置を検討してまいります。

次に、西大井駅周辺のまちづくりについてお答えいたします。

初めに、株式会社ニコンの本社移転に伴う駅混雑の懸念についてですが、ニコンからは、現在、テレワークや全社員のフレックスタイム制を実施しており、西大井へ移転後も継続して通勤の集中を分散化していくと聞いております。区といたしましては、今後もJRと混雑の状況について情報を共有しながら、本社移転後の駅の利用状況に注視してまいります。また、地域の声もお聞きしながら、改めてJRに対し、駅改札の増設を含めまして必要な働きかけを行ってまいります。

次に、消費需要の増加を見据えたまちづくりについてですが、地域のにぎわいの向上には、人口の増加に伴う店舗等の増加など、需要に応じた適切な発展が重要と考えます。現在改定作業中のまちづくりマスタープランにおきまして、就業人口の増加も見据えた活気と魅力ある拠点としての位置づけを検討してまいります。

次に、光学通りへの路線バスの導入についてですが、現在、大井町駅から西大井駅へのバス路線は、池上通りから滝王子通りを通るルートのほか、光学通りと並行する立会道路でも運行しているところでございます。路線バスにつきましては、現在、需要を満たせる環境にあると考えておりますが、今後、本社移転後の変化を注視しまして、バス事業者に対し、便数の増加など必要な働きかけを行ってまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、ふるさと納税と、姉妹都市交流と、拉致問題に関する人権啓発についてお答えします。

本来、ふるさと納税は、ふるさとや地域団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして創設されました。しかしながら、現在のふるさと納税制度は、寄附先の自治体に税源が流出することにより大幅な減収となっており、区の財政運営に年々深刻な影響を及ぼしております。また、制度の利用の有無による区民間の不公平が生じる等様々な問題があり、抜本的な見直しが必要と考えております。区といたしましては、引き続きホームページで区の考えや取組を周知するとともに、区長会等を通じて

国などに対し、不合理な税制度の見直しを強く求めてまいります。

次に、都市交流についてですが、区では、従来から区内大使館・領事館や姉妹友好都市の大使館、団体等の協力を得て、各国の文化を伝える事業や体験の実施など様々な交流事業を実施してまいりました。令和3年度は、新型コロナウイルスの世界的流行により実際の交流が困難でしたが、オンライン会議システムや電子メールなどICTの活用による交流を実施しました。

民間交流という観点では、コロナ禍で延期・中断した事業もありますが、例えば大井どんたく夏祭りでは国際交流ビレッジを設け、区にゆかりのある大使館・領事館が多数出店し、パネル展示だけではなく、特産品や母国料理などの販売を実施しています。こうした交流も含め、区内に大使館のあるタイやインドネシアをはじめとしたアジア圏の国々との交流につきましては、文化・教育など多方面での交流が進むよう、機会を捉え、関係団体等への情報共有や働きかけを継続してまいります。

次に、拉致問題に関する人権啓発についてです。拉致事件は、人間の尊厳、人権および基本的自由の重大かつ明白な侵害であり、決して許されるものではありません。北朝鮮による拉致問題は重大な人権侵害であると認識しております。毎年実施しております人権週間では、人権問題の理解を深めるために、区長をはじめ、教育長、区職員と人権擁護委員が街頭啓発活動を行っております。

また、庁舎や区有施設において「人権のつどい」や「人権のひろば」等ポスターで人権パネル展を行い、啓発活動に取り組んでおります。さらに、広報しながわ11月11日号の人権週間特集号では、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を明記し、啓発をしています。拉致問題については、時間の経過とともに忘れられることのないよう関心を持ち続けていくことが重要と考えます。今後も、広報紙や区ホームページ等様々な機会を捉えて一層の人権啓発に努めてまいります。

○議長（本多健信君） 以上で小芝新君の質問を終わります。

次に、田中さやか君。

〔田中さやか君登壇〕

○田中さやか君 品川・生活者ネットワークを代表し、一般質問をします。

初めに、人権侵害防止のための独立性を持った中立・公正な第三者による相談・調査機関の設置について質問をします。

生活者ネットワークはこれまで、相談者が安心して相談ができる窓口の設置や相談者の訴えに対して、第三者による公正な調査が行われるよう区へ求めてきました。この実現には、独立した第三者で構成された相談と調査を行う常設機関の設置が不可欠だと考えます。

今年10月に毎日新聞がいじめ自殺や自殺未遂が起きた場合の対応について、47都道府県と20政令指定都市に行ったアンケートの調査結果を掲載しました。この結果を受けて、NPO法人学校安全全国ネットワークは、各都道府県の教育委員会や文科省に対し、第三者調査委員会は、被害者・被害者家族の意向の尊重に基づき、委員は中立的な外部の専門家で構成することや委員名を公表すること、被害者家族の意向を尊重し、被害者家族からの推薦制を導入することを申し入れました。生活者ネットワークもこの主張に賛同し、まずは学校のいじめ等対策を事例に取って質問をいたします。

2013年にいじめ防止対策基本法が制定されました。法律が制定されるきっかけは津市いじめ自死事件で、本来であれば、いじめなどの暴力について未然予防や早期発見、早期解決の努力をしなければならない大人がその努力を怠り、被害者の自死後の学校や教育委員会の対応が問題とされたからです。この反省から、いじめから子どもを守るために大人は何をすべきかが法律で示されたのです。

法律が制定された同年10月、法の趣旨を総合的かつ効果的に推進するために、いじめの防止等のため

の基本的な方針（以下、基本方針）が示されました。その中で、独立性を持った第三者調査委員会を設け、事実解明、原因究明、再発防止の道筋が示されました。しかし、この第三者調査委員会の委員が中立・公正でない関係者で構成されていることから、行政による被害者側への不適切な対応が後を絶ちませんでした。

被害者側の信頼を確保する体制が不十分だとして、法が施行されてから3年後の2016年に文科省は、学校事故対応に関する指針の中で、学校事故対応の要の1つである第三者調査委員会に関して、被害者家族の意向の尊重、学校と被害者家族との信頼関係の構築などを基本に置いて運用するよう教育委員会に求めました。

文科省の指針が示されてから5年が経過した今年10月、冒頭で述べた毎日新聞の調査から、第三者調査委員会がいまだに形式的なものにとどまっている実態が明らかになりました。また、法律が定める独立性を持った第三者調査委員会とはならず、委員構成が学校などの関係者で中立性が担保されず、改善されていない状況も明らかとなりました。被害者の尊厳を守るために制定された法律が生かされず、被害者側が納得できない結果を招いている状況が続いているという非常に深刻な状況です。

質問します。品川区いじめ防止対策推進条例に基づき作成された品川区いじめ防止対策推進基本方針には、国の基本方針で示されている「第三者的立場」や「第三者の参画」などにある「第三者」の記述が見当たりません。区は、「第三者」をどのように捉え、「第三者」の必要性をどのように認識されているのか伺います。

被害者家族の意向の尊重を保障するために、被害者側が調査委員を推薦できる規定を設けているのは、47都道府県、20政令都市のうち4自治体あったと毎日新聞は報じています。法の第三者調査委員会と同等とされる品川区いじめ問題調査委員会の規則では、調査委員について「被害者側が委員を推薦できる」と記述はありません。被害者側が等しく推薦できる権利を保障するために規定に明記すべきと考えますが、見解を伺います。

また、国は、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難であるとして、国の基本方針の附帯決議で、適切に問題に対処する観点から、専門的な知識および経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保される調査・研究・審議などを行う附属機関を平時から設置することを求めています。この点に関してはほかの議員からも一般質問で指摘がありましたが、区としても、専門的な知識および経験を有する第三者、例えば弁護士、医師、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育に係る学識経験者などが参加する公平性、中立性が確保される常設の相談と救済をする窓口と附属機関を設置すべきと考えますが、見解を伺います。

学校のいじめ等の相談などに関する答弁では、主にHEARTSが挙げられます。HEARTSの取組を評価しておりますが、HEARTSは制度上、完全な第三者とは言えません。学校の教員は子どもの訴えに寄り添った対応をされていると思いますが、中にはいじめ被害を訴える子どもの声を冷たくあしらひ、子どもが傷つき、教員への信頼を失い、解決にも結びつかなかったという事例が、残念ながら生活者ネットワークには届いています。

ここまでは学校のいじめ等対策を例に取って質問しましたが、同様のことが福祉や子ども施策でも言えます。生活者ネットワークに寄せられる子どもや保護者、障がい者、高齢者、施設側関係者などから聞く暴力の実態と区が把握している情報ではそごがあり、寄せられた声が調査に進まず、区の記録に残らないケースがこれまで少なからずありました。

区は、これまでの議会答弁で、児童、高齢者、障がい者への虐待やDV相談を24時間受け付けるしな

がわ見守りホットラインを第三者機関の相談窓口の1つとして挙げています。しかし、ホットラインは区のそれぞれの担当窓口につながるため、施設で職員やスタッフによる体罰や虐待が起きたときには、被害者が加害者側の当事者に相談する形となり、公平性や中立性が担保されにくいという側面があり、相談すること自体をちゅうちょしてしまうという声があります。

生活者ネットワークは、権利を侵害された人が、専門性を持った第三者に相談できる相談窓口の設置を求めます。相談の後、公平・公正な調査等につながる常設の第三者附属機関の設置は、暴力や重大事案の未然防止として重要だからです。全ての区民の人権侵害に対して対応できる第三者による公平性や中立性が担保された相談・調査機関の設置を要望しますが、見解を伺います。

性暴力を含めた暴力防止プログラム「CAP」の拡充について伺います。

子どもが性暴力を含めた暴力から自分の身を守る方法と権利について学ぶことができるCAPプログラムを区教委として全小学校を対象に予算計上し、継続していることは大変評価しています。しかし、3年生、5年生を対象に行っていたプログラムは、2016年度に5年生は終了となり、対象学年は3年生だけになりました。

生活者ネットワークは、繰り返し学ぶことが身につくために必要だとして、CAPの拡充をこれまで継続して求めています。CAPプログラムを体験した後、自分が受けている暴力を認識した子どもが、教員やCAPスタッフに相談をすることがあると伺いました。質問します。これまで実績を確認したところ、CAPプログラムの中に子どもがCAPスタッフや教員と話したり、相談できる機会があることが分かりました。中には深刻な相談もあるとのこと。このように子どもが声を上げるきっかけになり、「話してもいいんだ」と子どもの自己肯定感につながるのもCAPプログラムの大きな役割だと考えます。

このCAPプログラムの役割を区はどのように評価しているのか伺います。子どもの相談によっては、専門的な支援につなげるべきと考えますが、過去5年間に支援につなげた相談事例はどれだけあったのか、件数を伺います。また、支援につなげた事例を事案ごとに分類してお知らせください。

本来であれば、身近な大人に相談ができ、解決につながればよいのですが、それが難しく、CAPプログラムの相談につながる子どももいるのではないかと考えます。子どもが安心して過ごせるはずである家庭や学校、福祉施設で子どもが性暴力被害に遭う事件や、多くの人が行き交う商業施設などでも子どもが性暴力被害に遭う事件が度々報道されています。

被害に遭った子どもの中には、自分の身に起きたことが性暴力被害であることが分からず、声を挙げずにいる子どももいます。子どもたちが声を上げる力を育てるのも教育の役割だと考えます。CAPプログラムを受けたことにより、子どもが声を上げるきっかけにつながるものが事例から見えてきました。声を上げる力は、繰り返すことにより身につく、本当の力になると考えます。

質問します。近親者や同性であっても、誰でも被害者にもなり、加害者にもなり得るということを子どもも大人も知る機会となり、子ども自身が「やめて」と発信する力を持つCAPプログラムの拡充は極めて重要です。改めて複数学年での拡充を求めますが、見解を伺います。

品川区では、教員向けCAPも実施しており、ほかの自治体議員からも大変評価されています。子どもから性暴力等の暴力を受けたことを告白されたときに、教員が受け止めることは大変なことです。現在は3年生の担任がプログラムを受けていますが、相談を受けるのが担任とは限らず、子どもと先生の関係は多様です。子どもが安心できる適切な対応を知ることができるCAPプログラムを、3年生の担任以外の教員も学べるよう要望しますが、見解を伺います。

有権者が候補者の政見を知る権利を保障するための選挙公報の取り組みについて伺います。

公職選挙法では、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに発行しなければならないと定めています。その目的は、有権者が候補者の政見を知る権利を保障することにあります。選挙公報の役割が、品川区では他自治体に比べて過小評価されたまま発行されているのではないかと考えます。

近年行われてきた選挙の投票率は、全国的に低投票率で推移しています。過日執行された第49回衆議院議員選挙でも過去3番目の投票率と言われ、品川区は58.9%でした。この投票率結果を受けて総務大臣は、引き続き投票率向上のための諸施策に取り組むと表明しています。住民に一番身近と思われる品川区議会議員選挙での投票率は、2007年は41.59%、2011年は40.58%と低下し、前回2019年に至っては39.78%と、40%を切っています。低投票率化の歯止めがかかりません。

無党派層の人や区議会議員を身近で見たことがないという人は投票先を決められない、だから投票に行かないという人が多いと聞きます。最近はSNSやインターネットでの情報が増えてきて、調べようとすれば見つけられるツールも増えてきたことは歓迎しています。しかし、SNSなどは選挙に関心を持って検索をしない限り情報は入ってきません。世論調査では、紙からの情報を頼りにしているという方の割合が多く、全戸配布される公報は、選挙にあまり関心のない人にも届くため目に触れるという利点があり、それは生かすべきと考えます。

2019年の総務委員会の所管事務調査として、時代に合った選挙の在り方を取り上げました。調査報告は議長を通じて行政機関へその意見が付されていると思います。総務委員会報告の中で委員の意見として、選挙公報について区議会議員選挙時の1人当たりのスペースが非常に小さくなってしまったので、スペースを大きくする方法について研究されたいと要望しております。これは単に面積が狭いだけでなく、有権者の知る権利を保障するという法の趣旨にもそぐわないと生活者ネットワークは考えます。

質問します。まず、選挙公報の意義を区はどのようにお考えなのか伺います。そして、総務委員会から提出された行政機関へのスペースの拡充についての要望はどのように扱われているのか伺います。研究がされているのであれば、進捗も伺います。

選挙公報について23区を比較しました。品川区の選挙公報の候補者1人当たり紙面は、縦横9センチ掛ける11.4センチで、102平方センチメートルです。これは23区中最低の小ささで、中央区と品川区だけでした。100から150平方センチメートルは14区、150から200平方センチメートルは6区、品川区の倍以上200平方センチメートルは3区あり、そのうち2区は品川区と同程度の候補者数でした。

現在の選挙執行規定は、2000年3月28日告知です。2013年には法改正が行われ、インターネットを利用した選挙運動が解禁されました。時代に合わせた見直しも必然です。しかし、品川区は選挙公報をシルバー人材センターに委託して有権者に配布しています。公費を投入して行うのであれば、最大限の効果が得られるようにすることは区の方針と一致します。

次の品川区議会議員選挙に向けて、他自治体に引けを取らない選挙公報の充実、スペースの拡大を期待したいと思います。有権者が候補者の政見を知る権利の保障と投票率を上げるための具体的な手立てになると考えます。この選挙公報のスペースについては、品川区選挙執行規程の中で定め、選挙管理委員会告知です。投票率アップに対する選挙公報の効果とスペース拡大の提案についての選挙管理委員会の見解を伺います。

リニア中央新幹線、大深度地下シールド工事の問題について伺います。

生活者ネットワークは、リニア中央新幹線（以下、リニア）は、膨大なエネルギーを消費することな

ど、環境負荷が大きいことなどを理由に計画当初から反対をしています。リニアに不安を抱き、工事に反対しているリニアルート上の住民団体や裁判をしている市民団体が抗議をする中、リニアの始発駅の近隣区となる本区では、10月14日から調査掘進が始まりました。

先日の決算特別委員会の総括質疑で生活者ネットワークは調布市の事例を挙げて、不測の事態が起きたときのJR東海と区との取決めについて質問をしたところ、調査掘進の結果に注視するとの答弁であり、調査掘進での不測の事態を想定していない答弁でした。質問します。調査掘進でも十分不測の事態は想定されます。不測の事態に備えたJR東海との取決めが必要だと考えますが、見解を伺います。既に取決めがされているのであれば、その内容についてお知らせください。

次に、24時間掘進について伺います。調査掘進について工事事業者にスケジュール等を確認したところ、調査掘進は大体朝8時から夕方5時まで行い、約半年をかけて稼働と停止を繰り返しながら調査とともに進めていくとのこと。今年8月のJR東海の説明会では、調布市の陥没事故を引き合いに、シールドマシンは24時間稼働させることが安全につながる。そのために24時間掘進すると説明がありました。

質問します。調布市では、東京外環道工事に関する市民の質問に対し、市長が書面で外環道工事は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）の規制対象となると答えています。品川区はリニア工事が環境確保条例の規制対象になると判断しているのか、見解を伺います。

24時間掘進は、環境確保条例の規制を受けると生活者ネットワークは考え、24時間掘進を行うべきではないと考えます。区としてJR東海に対し、環境確保条例に沿って24時間掘進はすべきではないと求めるべきだと考えますが、見解を伺います。

大深度地下利用法に定められた大深度地下使用協議会について伺います。首都圏大深度地下使用協議会（以下、協議会）が大深度法により設置されており、リニア工事の認可についても協議がされていたことを確認しました。2018年の第8回協議会に品川区も出席をしています。しかし、議事要旨からは品川区の発言は確認できませんでした。

質問します。協議会の目的とその役割をお知らせください。協議会に区はこれまで何回出席されているのでしょうか。出席した年と出席した担当部、担当課と出席を求められた目的をそれぞれお知らせください。あわせて、区が協議会に出席するときに、協議会で発言する内容はどこで決定がされるのでしょうか、伺います。

協議会には、国や都などが委員として参加しており、関係自治体等も参加できる協議会です。このような協議会が設置されているのであれば、大深度地下利用がされている当該区として積極的に活用し、2018年から開催されていない協議会の開催を区として求めるべきと考えます。見解を伺います。

大深度法5条にあるように、地上の住民の安全確保や健康被害防止、環境保全を確実なものとするために、協議会では、地盤や地下水脈、振動、騒音などの専門家の意見を積極的に聞くとともに、調査結果を専門的観点から分析し、プロセスも含め、常に透明性のある情報公開を分かりやすく行うよう事業者を求めるべきだと考えますが、見解を伺います。

以上で、品川・生活者ネットワークの一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、人権侵害を防止するための相談・調査機関についてお答えを申し上げます。

まず、「第三者」の捉え方、必要性についてですが、国の基本方針にもあるとおり、区といたしましても、「第三者」とは、該当する事案と直接的な利害関係を有しないものと捉えております。また、公平性・中立性の確保のためには、調査を行う組織は第三者で構成されることが妥当であると認識しております。

次に、品川区いじめ問題調査委員会の委員を被害者側が推薦できることの規定への明記についてですが、調査を行う組織として、公平・中立であることを旨とすべきという観点からは、現行の規定でもそれを満たしているものと考えております。

次に、専門的な知識、経験を有する第三者が参加する常設の窓口となる附属機関の設置についてですが、既に教育委員会において、専門的知識を有する第三者で構成された品川区いじめ対策委員会が設置されており、いじめ対策の推進や事案発生時の調査などを担っております。

最後に、人権侵害に対応できる第三者機関の設置についてですが、区では、国から委嘱された人権擁護委員が区民相談室等で相談を受け付けております。また、必要に応じ、人権擁護委員と法務局が連携し、調査、勧告等を行っているところであります。

その他のご質問等につきましては、それぞれ担当部門よりお答えを申し上げます。

〔選挙管理委員会委員長塚本利光君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（塚本利光君） 私からは、選挙公報のご質問にお答えします。

まず選挙公報の意義ですが、候補者の経歴や政見、政党の政策を掲載し、有権者の選択に必要な情報を提供することにあります。

次に、総務委員会でのご要望等ですが、選挙管理委員会は、区議会での選挙に関する質疑について適宜報告を受けております。お尋ねの選挙公報については、他区の選挙公報を取り寄せ、品川区と同じ紙面構成は6区であると確認しております。

最後に、選挙公報の効果ですが、紙媒体は一覧性など優位性があると認識しております。しかしながら、選挙告示後、23万部弱の選挙公報を速やかに全世帯に配布するには、1ページ当たりのページ数に制約を設ける等の必要もごございます。今後の検討課題とさせていただきます。引き続きホームページで提供する選挙公報の文字拡大や音声読み上げ機能などを丁寧にご案内するなど、投票率の向上に努めてまいります。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 私からは、CAPプログラムについてお答えします。

まず評価についてですが、本プログラムは、平成17年度より15年以上継続して実施しており、ロールプレイを通して、いじめ、虐待、性被害に遭わないための対処法を学ぶ機会として、意義のある教育活動であると捉えております。CAPプログラムの指導直後に支援につなげた相談事例は、調査した中では、過去5年間で5件、事案は全て虐待が疑われる内容でした。

次に、実施学年の拡充のご提案ですが、複数学年で実施していた平成25年度、特に兄弟が在籍するご家庭から、複数回参加することに負担が大きいという指摘が多くあり、学校も時間の確保や調整に苦慮する実態があったことから縮小した経緯がございます。また、ほかの学年においても、市民科学習や犯罪被害防止を目的とするセーフティ教室の中で、人権尊重の精神や自分の身を守る指導を進めております。

なお、3年生の担任は毎年異なっており、このプログラムを学ぶ教員は増えつつあります。教員研修につきましても、希望に応じて3年以外の担任が参加することも可能です。今後は、家庭教育学級が実

施しているCAPプログラムの活用も併せて、保護者、地域の理解と協力を得ながら、子どもたちを守る体制を強化してまいりたいと考えております。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 私からは、リニア中央新幹線についてお答えいたします。

初めに、調査掘進時における不測の事態に備えた対応についてですが、JR東海からは、緊急事態が発生した際は緊急対応とともに区へも連絡が入るよう調整しております。

次に、リニア工事が環境確保条例の規制対象になるかについてですが、環境確保条例は全ての建設作業が対象となります。また、条例では、人の健康または生活環境に障害を及ぼさないよう努めなければならないとしています。24時間の掘進を制限することにつきましては、掘進工事により周辺的生活環境が著しく損なわれるおそれがないかによって判断することになりますので、今後の掘進の状況を見てまいります。

次に、大深度地下使用協議会についてですが、首都圏における公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るため、必要な協議を行う場として国が平成13年度に設置しています。平成30年に開催の協議会に一度、都市環境部都市計画課が出席しています。国が区の出席を求めた理由についてですが、リニア中央新幹線のルートに関係する自治体であるためと聞いております。また、発言内容の決定についてですが、通常所管にて原案を策定し、必要な意思決定を行っております。協議会の開催を区が求めるべきとのことですが、協議会の運営は国が判断すべきものであり、区が開催を求める考えはありません。

○田中さやか君 まず、人権侵害等防止のための独立性を持った中立・公正な第三者による相談・調査機関の設置についてですが、いじめ問題調査委員会の規則について明記することで区の姿勢を示すことになると思うので、ぜひ被害者側が委員を推薦できるとの規定をしてほしいと思いますが、見解を伺います。

そして、CAPプログラムについてです。繰り返すことで子どもが「助けて」と言えるSOSを発信できるようになるので、ぜひ複数学年での拡充を求めます。見解を伺います。

また、ほかの3年生以外の担任の先生も今も参加されているということだったんですけども、これはもっと積極的に他学年の教員も参加できるように促してほしいと要望いたしますが、見解を伺います。

そして、選挙公報についてです。知る権利の保障のためにも、ぜひ前向きにスペース拡充をしてほしいと思うのですが、見解を伺います。

そして、リニア中央新幹線です。24時間掘進について、調査掘進の結果を見ずとも、先に区として環境確保条例の規制対象になるとして24時間掘進をすべきでないとするべきだと思いますが、見解を伺います。また、協議会についても、当該区なのですから、ぜひ都を通して協議会の開催を求めるべきだと考えますが、見解を伺います。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 田中議員の第三者による相談調査機関の再質問にお答えいたします。

いじめ問題調査委員会の規定の関係ですけれども、いじめ問題調査委員会、いじめ対策委員会からの調査結果を受けて設置されるもので、現在までに設置された実績はございません。ただ、委員は5名以内ということで、地域住民等も考えておりますので、そういう場合にはまた公平・中立性を旨とすべきということで選任していきたいと思っております。

〔選挙管理委員会委員長塚本利光君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（塚本利光君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

私、就任して丸3年たっておりますけれども、2年ほど前に選挙公報の他区との比較をした経緯がございます。要点は、用紙を3段にするか、4段にするかということによって各紙面の大きさが決まってくるということであろうかと思っておりますけれども、微妙なところでございまして、私どもは、配達の委託をしている先がございまして、その人たちは高齢者事業団でございまして、やはり大分重たくなります。1ページのを1ページ半にすると間に折り込むこととなりますので、それが落ちてしまつて公平性に欠けるということもございまして、2倍にすると倍の重さになるわけですから、これはかなりの負担になる。そういうことで検討した経緯がありますけれども、せっかくのご質問ですから、事務方として検討するようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） CAPプログラムに関する再質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、ほかの学年でもということではございますけれども、市民科の学習でも様々な単元について、1年生のときから不審者への対処方法、まもるっちの着用等から始まりまして、9年生に至るまで市民科の単元の中でも、様々犯罪被害防止を目的としたり、自分の身を守るというようなことについての学習をしております。それから、セーフティ教室も各学年のほうで実施をしておりますので、そういうものの中で人権尊重の精神や自分の身を守る指導を重ねて進めているものでございます。

なお、研修に関してですけれども、3年生以外の学年の教員にも積極的にというようなことですが、現在でもほかの学年に参加することが可能ということの促しもありますし、それから、状況によっては、昨今では書面等による開催等もこのような状況下ですで行っておりますので、参加の機会は増えるものというふうに理解しているところでございます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、リニアの工事についてお答えいたします。

24時間の工事の規制についてですけれども、環境確保条例につきましては、全ての建設工事が対象となるということでリニア工事も対象となるわけですが、ただ、それはリニア工事だけではなくて、品川区で行われているその他の工事についても全て対象になるわけでございます。そうした中で、この条例の基準の中では、建設作業の内容ごとに定められた基準値というものがございまして、その基準値をオーバーしたときに規制がかかるといったような内容になっております。

また、現実的には品川区内の工事全て常に行つて測定をするというわけにはいきませんので、苦情があった際に現場に赴き、測定をして基準値を確認する、そういったことがその他の現場でも一般的に行われております。リニア工事におきましても、その他の工事と区別せず、やはり一般の工事と同じように、今後の掘進の状況に応じまして指導などを行つていきたいというふうに考えております。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 私からは、大深度地下使用協議会に関する再質問にお答えいたします。

協議会の運営要領におきまして、品川区は、委員等はもちろん、オブザーバーにも位置づけられておらず、リニア中央新幹線のルートに関係する自治体という立場でございまして、協議会の運営に関することに関して、区が国に要望することは考えてございません。

○田中さやか君 いじめ問題調査委員会の規則の中に明記をしてほしいという話なんですけども、実績がないから明記しないというのはちょっとおかしいなということをお願いします。むしろ何か起きてからでは遅いので、区の姿勢を示すという観点からもぜひ明記をしていただきたいと思いますと思いますが、見解を伺います。

そして、CAPについてです。まもるっち等々の話がありましたけれども、まもるっちでもいつも訴えているのが、逃げる訓練をしてほしいということなんです。子どもたちが声を挙げること、「やめて」と言えるということがとても重要ですので、ぜひその訓練のためにもCAPプログラムの拡充というのを考えていただきたいと思います。また、先生たちに関しても、書面開催よりもやはり実際に体験をして、プログラムをして知った先生たちが、本当にもっと早く教わればよかったとか、そういった感想もされているので、ぜひ積極的に声をかけて参加をするよう促してほしいと要望いたします。

そして、選管に関してなんですけど、選挙公報に関しては、シルバーさんの負担のことはとてもよく分かります。ただ、やはり知る権利の保障のためにも、ぜひスペースの拡充ということは今後考えていただきたいと思いますということをお願いいたします。

リニア新幹線です。調布市ではもう何か起きてしまったんですね。その何か起きる前に調布市の事例があるのですから、その前に対処すべきだと思います。ですので、24時間掘進に関して区として、調布市の事例もありますし、すべきではないと明確に訴えてほしいと思いますが、見解を伺います。

また、協議会についても、オブザーバーじゃないとか、委員じゃないとかおっしゃっていましたが、当該区としてもちょっと意識を持っていただいて、調布市のようなことが起こるかもしれないという危険性も兼ねて、きちんと都を通して協議会の開催を求めるべきだと思いますが、見解を伺います。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 田中議員の再々質問についてお答えします。

規定への明記ということですが、公平・中立であることの委員会を置くということで入っておりますので、その中で今後必要性に応じて検討していきたいと思っております。ただ、いじめ問題調査会が開かれるのはいいことではないので、そういうことを望みながら今後考えていきたいと思っております。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） CAPプログラムの再々質問にお答えいたします。

先ほど例示としてまもるっちのほうを出させていただきましたが、同じ時点でまもるっちの活用について学ぶとともに、怖い人、不審者に会った場合にはついていけない、車等に乗らない、大声を出す、すぐ逃げる、ほかの人に知らせるといったことも併せてまもるっちの着用ということで、市民科の中で教えているものでございます。そういった意味で、CAPプログラムも重要ですし、その他の市民科の課程の中でも、きちんと不審者への対処ということについては、子どもに繰り返し学ばせていきたいと思っております。あわせて、家庭学級のほうも活用していきたいというふうに考えてございます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、リニア工事についてお答えいたします。

まず、リニア工事ですけれども、リニア工事だけに限って24時間の工事の規制をするといったところは、なかなか難しいというふうに考えております。区内の工事現場、リニア以外のところもそうですけれども、どこも一歩間違えれば事故につながるという、そういった中で現場の方々が皆さん緊張した中で事故の防止に努めていらっしゃるというところがございます。そういった中で、条例の基準を超えて、リニア工事だけ規制をするというのはなかなか困難だというふうに考えております。

ただ、どの工事もそうですけれども、近隣に対する振動・騒音の影響というのは、社会生活の中では非常にづらいというところもあると思いますので、引き続き工事については注視をしていきたいというふうに考えております。また、地域の声などもあれば速やかに動いていきたいと、そのようにも考えております。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 私からは、大深度地下使用協議会に関する再々質問にお答えいたします。

本協議会の運営要領では、会議の議長は関東地方整備局長で、必要に応じて議長が会議を招集することとしております。運営要領に委員等の位置づけのない区から国に対して協議会の運営に関することを要望することは考えてございません。

○議長（本多健信君） 以上で田中さやか君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時50分休憩

○午後1時開議

○副議長（塚本よしひろ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

大倉たかひろ君。

〔大倉たかひろ君登壇〕

○大倉たかひろ君 しながわ無所属クラブを代表し、一般質問を行います。

環境問題の観点から、ビーガンについて伺います。

現在、地球温暖化対策は全世界で課題とされ、様々な取組が行われておりますが、その中の1つにビーガンの推進が挙げられています。ビーガンとは、野菜や果物を中心とした食生活のことで、ベジタリアンが菜食主義の総称と言われるのに対して、ビーガンは完全菜食主義者と呼ばれ、肉や魚、乳製品、卵といった動物性由来の食品を使用した食べ物を取り入れないことをいいます。動物性食品の製造には多くの資源が使われ、地球環境に大きなダメージを与えるとされており、地球環境に過大な負荷がかかる肉食をやめ、環境に優しいベジタリアンやビーガンを愛好する人口が増加しつつあり、世界的課題解決や持続可能な社会の実現に向けて、世界的にビーガンが注目されています。

現在、品川区では、食品ロス削減の推進に関する法律を受け、SHINAGAWAもったいないプロジェクトを立ち上げ、食品ロス削減と普及啓発を環境問題と関連づけながら行っております。ビーガンについて取組がありましたら、お知らせください。また、こうしたビーガンについての区の認識を伺います。

食と環境の取組として、1週間の中で月曜日だけ肉を食べない日を設けるミートフリーマンデーという世界的な取組があり、国内でも内閣府の食堂や都庁の職員食堂でも毎週月曜日にビーガンのセットメニューが提供されるなど、環境保護の観点を打ち出した取組が政府、自治体から進められています。持続可能な社会に向けた区民への啓発、自身が実践できる取組に向けて、品川区の食堂において、ビーガン等の環境負荷が低減できるメニューの提供とミートフリーマンデーを実施してはいかがでしょうか。また、学校給食でビーガンメニューを提供することや、環境学習交流館における啓発活動など取組を実

施していくことについて、区のご所見を伺います。

続いて、ごみ拾い・ごみ捨てアプリについて伺います。ごみのポイ捨てや適切でないごみ処理方法により、海洋プラスチックごみや不法投棄、本来であれば資源になるものをごみとして処理することによる環境負荷の増大など、ごみ処理問題は様々な環境への影響があり、ごみの削減と資源の再利用については一人ひとりの取組が重要です。そのために、ごみの分別について周知や啓発等、特に意識づけをしていくことが重要です。品川区ではどのような周知啓発を行っていますでしょうか。ごみの削減や分別、再資源化などごみ処理問題を区民に意識づけていくことが重要です。区のお考えをお聞かせください。

現在、品川区はごみの各戸回収を行っており、ごみの出し方は地域により曜日が分かれています。また、分別についても、陶器、ガラス、金属や資源など、回収ステーションでの回収など細かく分かれているため、調べることは非常に煩雑です。さらに、粗大ごみに関してホームページから幾つかのページを経由しなくてはならない等、アクセシビリティに課題があると考えます。他自治体においては、ごみ出しアラートやカレンダー、粗大ごみの回収、ごみ分別の検索機能等スマホで利用できるアプリを導入しているところがあり、アプリの導入により、一人ひとりのごみ出しの意識の改善や分別、再資源化の促進を促せると思いますが、区のご所見を伺います。

環境問題の取組として、ごみ出し以外にごみ拾いの促進ができないかと考えています。地域団体が清掃活動を定期的に行っておりますが、こうした活動を品川区全体で行うことにより、ポイ捨てから発生するごみ問題解決の一助になるのではないかと考えます。ごみ拾いに特化したSNSアプリに「ピリカ」というものがあります。これは、拾ったごみを撮影し、アプリでアップすることにより、区内の清掃活動の記録や発信を行うことができます。ごみの写真や個数を投稿することで清掃活動の見える化を実現し、ほかの参加者の投稿に「ありがとう」やコメントを送ることも可能なので、モチベーションの維持にもつながります。また、誰でも簡単に参加できることで、参加者同士の連携や協力の促進、ネットワーク化をすることができ、若年層や社会貢献意欲のある企業の参加を促せるのではないかと考えます。

豊島区では、ごみ拾いを楽しむための実証試験として、としまクリーンUPチャレンジキャンペーンを実施するなど、他自治体での活用もされています。ピリカは個人での利用もできることから、コロナ禍における密集を避けたごみ拾い活動に役立つツールでもあると考えます。品川区において、ピリカを利用したごみ拾いキャンペーンなど、ごみ拾いから始める環境保全活動の推進について検討してはいかがと思いますが、区のご所見を伺います。

環境課題と環境美化等の区民へのさらなる周知啓発に向けて、町会、商店街、学校、企業などと連携し、区内全域での一層清掃活動やごみ削減活動に強化月間を設けて実施してはいかがでしょうか。区のご所見を伺います。

次に、学校教育について伺います。

まず、現在、品川区の小中学校にタブレット端末が配備されておりますが、その活用状況について質問いたします。タブレット端末導入により様々な教育データを収集し、利活用できることとなります。集めた教育データは、児童・生徒においては学習などのサポートに、教員においては子どもたちの個に応じた指導や支援に、そして蓄積されたビッグデータを分析することによって、新たな知見の創出や政策への反映など、様々な利用・活用ができることが想定されます。

よりよい教育データの利活用については、収集する情報の精査が重要です。品川区では、具体的にどういった教育データを収集していくとか想定しておりますでしょうか。現在ではタブレットを家庭に持ち帰ることも可能となっておりますが、家庭でのタブレット活用状況や子どもの生活リズムといったも

のログとして取得できるのではないかと思います、学校外での利用状況も収集しているのでしょうか。また、蓄積されていく教育データは、子どもたちの成長や生活環境の変化があった際も適切に引き継がれていくことが今後重要になると考えます。学校や転出および転入する子どもたちの教育データはちゃんとひもづいた状況で引き継がれていくのでしょうか、伺います。

次に、収集したデータは、比較や分析を行うことにより価値のあるものとなります。この収集したデータを分析するのは誰が行うのでしょうか。データの分析の過程で、子どもたちの個人情報やプライバシーが担保されている仕組みになっているのでしょうか、伺います。

教育データの利活用を目指す形として、子どもたちにとっては、学びの振り返りや、興味のある分野を発展的に学習することなどが示されています。教員にとっては、子ども一人ひとりに対するきめ細やかな指導の実現や、教員自身の成長につながるものが挙げられます。

タブレット端末を導入したことにより、子どもたちは授業を理解できるようになり、学習意欲が高まるなどよい結果が出ているのでしょうか。また、教員は授業を教えやすくなる、授業準備が簡単になるといった変化はありましたでしょうか。児童・生徒と教員双方の評価はいかがでしょうか。また、タブレット端末を導入したことにより、チャットを使いたいじめがあるなど、教員の負担が増えたりといった新たに発生した課題や問題はありますでしょうか。あれば、そういった点への対応策は検討されていますでしょうか、伺います。

次に、学校現場へのデジタル人材の増強について質問いたします。まず、現在、各学校に対して週に1回ほどの頻度でデジタル人材が支援に入っていると伺っておりますが、具体的にはどのような内容を支援しているのでしょうか。特に教育現場で起きているトラブルはどのようなものが多いのでしょうか。

次に、学校からデジタル人材はどう評価されているのでしょうか。実際に利用している教員側からは好評なのか、それとも別のサポートの必要性があるのかなどあれば、お知らせください。

現在の教育現場は、GIGAスクール構想の初期段階にあると考えます。タブレット端末の導入が始まったばかりで、デジタル関係のトラブルが多いことが予想されます。現在は週1回というペースで支援に入っているとこのことですが、この時期だからこそ、デジタル人材を増強する必要もあると考えますが、区のご所見を伺います。

次に、学校ホームページについて伺います。現在、品川区の小中学校は全てホームページを持っていますが、このホームページの位置づけはどのようなものになるのでしょうか。学校の地域や保護者に対して情報の発信ツールなのか、子どもたちへの情報連絡のツールなのか、それ以外に何か目的があるのでしょうか。タブレット端末を導入し、子どもや保護者、地域の方々も見ることができるホームページの利活用方法を検討していく時期かと思えます。今後、ホームページをどう位置づけ、どのように活用していくのでしょうか、伺います。

また、学校ホームページについて更新が大変だというお声が聞き届いております。更新を簡単にできるソフトの導入やスマートフォンでの対応など、利用しやすくすることで活用がより進んでいくことになると考えますが、ご所見を伺います。

次に、部活動指導員について伺います。現在、品川区では11校12名の部活動指導員の方が活動していただいております。部活動指導員の導入により、学校の教員で部活を指導できる人がいなくても、専門性を持って指導できる人材を確保でき、子どもたちの能力向上に寄与できます。また、教員の負担も軽減することから、教員志望者の減少傾向にある問題にも役立つのではないかと考えます。そこで質問いたします。今後、ぜひ部活動指導員について増員をしていただきたいと思いますと思っておりますが、メリット、

デメリットを踏まえて区のご所見を伺います。

部活動指導員の導入において、部活中の熱中症やけがの際の対応が懸念点として考えられます。教員が顧問の場合は、子どもたちの家庭への連絡先は既に知っていると思いますが、部活動指導員の方々へのそういった個人情報をどの程度開示するのか検討が必要です。また、熱中症やけが等による緊急搬送、その後子どもたちへの対応など、細やかな対応が必要なケースが生じることが予想されます。このようなトラブルが発生した際の対応方法や個人情報の取扱いは、区ではどうなっているのかお知らせください。

品川区には現在多くの地域スポーツ団体があります。子どもたちのスポーツに対する取組やよりよい指導を受けるといった観点から、地域スポーツ団体に指導を依頼したり、合同練習を行ったり、交流試合を行ったりといった連携の状況についてお知らせください。地域スポーツ団体の中には、指導員として学校へ派遣できるよう体制整備をし、社会体育指導員の資格も取得するなど積極的に取り組んでいるところもあります。こうした取組が進めば、コミュニティスクールの一歩前進につながると思いますが、地域スポーツ団体と学校の連携について、メリットやデメリットを含めご所見を伺います。

次に、eスポーツに関して伺います。

eスポーツは、自治体等でも様々なイベントが開催され、認知度が高まっております。高校では部活動として立ち上げが進み、身近な存在になっているほか、今年も文部科学省が後援をし、第4回となる高校eスポーツ選手権が行われるなど盛り上がりを見せています。一方で、ゲーム依存の懸念があります。そこで、小中学生が関心を持つeスポーツを通じてネットやゲーム依存症やメディアリテラシー等を学ぶ機会を設けることは効果的ではないかと考えます。また、eスポーツをする上でも、スポーツマンシップやチーム規則、マナーを守るべき事項は存在しており、こうしたことを認識することが重要で、強豪校ともなると非常に徹底されているそうです。これを踏まえ、区としてeスポーツを活用したリテラシーやゲーム等の付き合い方を学習する機会の実施についてご所見を伺います。

eスポーツは、実際のスポーツより年齢差や性別差、障害の有無といった影響を受けにくく、多様な人々に楽しんでもらえるコンテンツです。障害者、高齢者へ期待される効果として、リハビリ、社会参加のきっかけにもつながり、社会的意義が大きいと考えられます。また、高齢者では認知症予防、健康増進、社会参加促進が挙げられます。品川区にはセガサミーもあるため、シルバーeスポーツ大会を開催するなど連携が取れるのではないのでしょうか。

セガサミーがある品川は、eスポーツの聖地となり得るポテンシャルがあるとも考えておりますが、こうした会社との何らかの連携は考えていますでしょうか。また、品川区も文部科学省や経済産業省、厚生労働省と連携をした形での高齢者eスポーツ大会を開催するなど多様な展開が可能だと考えられますが、ご所見を伺います。

シルバーeスポーツにとどまらず、区有施設を使った全国大会、また国体など大会の誘致について区のご所見を伺います。また、子どもから高齢者、障害の有無にかかわらず行える区民参加型eスポーツ大会の開催で、様々な交流と新たなコミュニティの形成にもつながると考えますが、区のご所見を伺います。

最後に、更生保護について伺います。

近年、刑法犯の検挙数自体は減少傾向にあるものの、検挙者数の約半数は再犯を犯してしまった人であり、再犯防止が日本全体で課題となっております。犯罪を犯してしまった人を社会の一員として迎え、更生を助ける更生保護は、再犯防止を促すため、個人や社会全体の福祉にとって重要です。平成29年に

再犯防止計画が閣議決定され、品川などの自治体は、犯罪者の再犯防止計画を定めるよう努めなければならぬとされました。

これを受けて東京都では、都民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、東京都再犯防止計画を策定いたしました。この計画では、誰もが安心して安全に暮らせることができるセーフティシティーを実現することを目標としており、そのためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪を犯してしまった人などが抱える課題などを社会全体で解決すること、その立ち直りを支援すること、そして再犯の防止が不可欠となっております。

更生保護を行う上で保護司の存在が欠かせません。保護司の人材確保については、その活動内容や意義の周知活動を行っていくことが必要と考えますが、現在の取組や保護司の人材確保についての課題、区の認識についてお知らせください。

品川区では、平成31年3月に更生保護サポートセンターを設置したことにより、面会場などの確保がされ、保護司の方々も活動しやすくなったと伺っておりますが、一方で、現在サポートセンターから離れた場所で活動する方には支援が必要と考えます。保護司の活動は、守秘義務の観点から個室での面談が必要となりますが、自宅以外では場所の確保について課題があります。保護司の方の活動を支援する目的として、地域センターなど区有施設を活用していかかと思っておりますが、区のご所見を伺います。

次に、就労支援について伺います。2016年から前科があるという理由などから仕事に就く上で不利になりがちな出所者等の就労を支援するために始まったコレワークがあります。出所後に仕事がないことで再犯を犯してしまうケースもあることから、就労支援を区としても推進することが必要と考えますが、コレワークとの連携状況はどのようになっていますでしょうか伺います。

また、犯罪・非行の前歴のため仕事に就くことが容易ではない刑務所等の出資者を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを助けてくれる事業主である協力雇用主について、品川区の現在の数などをお知らせください。また、協力雇用主の確保について区の取組を伺います。今後、品川区版再犯防止推進計画の策定が重要と考えますが、策定を進めるとした場合、どのような関係機関との連携が必要になるのか、費用についてどの程度かかるのかお知らせください。更生保護活動の支援は今後さらに必要になると考えます。品川区においても再犯防止計画策定により、さらなる根拠を持って出所者やそれを支える保護司の方々等への支援活動支援が重要と考えますが、区のご所見を伺います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 大倉議員のご質問のうち、私からは更生保護活動についてお答えを申し上げます。

初めに、保護司の人材確保につきましては、令和3年9月現在、品川区の保護司の定数は132名で、95名が在籍し活動しており、充足率は72%であります。保護司は更生保護や再犯防止のための重要な役割を担う民間ボランティアであり、その人材の確保は急務であると区は考えております。区といたしましても、法務省からの保護司活動への協力依頼等も踏まえまして、保護司会と連携しながら活動が円滑に進むよう協力してまいります。

次に、区有施設の利用につきましては、現在、保護士の面接に区民集会所を利用することは規定上難しい状況であります。しかしながら、保護司活動の重要性に鑑み、区は区有施設の一部を保護司会に貸し出しまして、更生保護サポートセンターとして活用されているところであります。

次に、コレワークにつきましては、刑務所出所者等の雇用に協力する事業主に対しまして、雇用の情報提供や採用手続等の支援を行う法務省の機関であり、区との連携はございません。また、協力雇用主

につきましては、登録数は、東京保護観察所によりますと、都内1,272社で、品川区内には23社あります。協力雇用主等の確保は社会を明るくする運動の重点事項の1つであり、今後は区ホームページにリンクを貼るなど、制度の周知を図ってまいります。

最後に、再犯防止計画についてですが、策定に当たりましては、関連する団体が多岐にわたり、検討体制や関係機関との調整などの課題があります。引き続き23区の動向等を注視しながら調査・研究を進めてまいります。区といたしましては、今後も保護司会をはじめ、更生保護女性会や地域団体、関係機関と連携しながら、更生保護活動を推進いたしまして、再犯防止に努めてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部門等よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、環境問題についてお答えいたします。

初めに、完全菜食主義者ビーガンについてですが、現在、区ではビーガンに関する取組はございませんが、環境に配慮した食生活への取組として、SHINAGAWAもったいないプロジェクトがあり、地球環境を意識した食生活のビーガンと近似した方向性の事業を既に実施しているところです。今後も引き続き食生活の面からも環境に配慮した取組を推進していく考えです。

次に、区民への啓発、実践における食堂や学校給食、エコルとごしなどでのビーガン等の取組につきましては、ご紹介いただきました他自治体の状況も踏まえ、事業者等とともに研究してまいります。

次に、ごみ分別の啓発につきましては、「資源・ごみの分け方・出し方」の冊子を各家庭に配布し、ホームページにも掲載しております。また、スケルトン車を使った環境学習、廃棄物減量等推進委員による地域への啓発など、様々な活動を行っております。今後も区民に伝わりやすい啓発方法について検討を続けてまいります。

次に、スマートフォンで使えるアプリケーションの導入についてですが、ごみ分別辞典、収集日にアラーム、ごみの出し方など便利な機能があり、自治体での活用事例もございます。今後、先行自治体の効果などを検証し、導入に向けて検討してまいります。

次に、ごみ拾いアプリ「ピリカ」の活用についてですが、区民が自発的にまちを清掃していく啓発効果があると考えております。他自治体でもイベント等に利用している動きもありまして、このような事例を参考にしながら、活用方法について検討してまいります。

次に、強化月間についてですが、区では、様々な環境施策の区民参加イベントを行っております。こうした機会を通じまして、区と地域との連携を深め、ごみの減量や地球環境問題を意識した活動を継続していくことが大切であると考えております。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 私からは、学校教育についてお答えいたします。

まず、教育データの利活用につきましては、教育再生実行会議による提言においても、学習履歴等を活用した個々に応じた指導の推進などが示されており、今後の重要課題として捉えております。現在、区では、タブレットでの学習状況等を個人へフィードバックする等の対応を行っておりますが、児童・生徒の学習や生活等に関するデータの収集・活用は行っておりません。教育データの利活用については、文部科学省、デジタル庁等が連携し、ロードマップを策定中と聞いておりますので、個人情報への配慮等も含め、これらの動向を注視してまいります。

次に、タブレット端末導入による評価についてです。児童・生徒からは「学部アプリを活用することで、授業が以前より分かるようになった」、教員からは「一人ひとりの意見を把握することが容易にな

った」等の声が挙がっており、よい影響が出ていると認識しております。また、配布したタブレットでは児童・生徒間でのチャットはできない仕様となっており、タブレットによるいじめ等は発生していません。

今後の課題ですが、タブレットという新たなツールを活用した授業づくりを進めていくためには、これまで以上に授業改善を行う必要があると捉えています。そのため、教育委員会では、教員が活用のイメージを持てるよう、先進事例の授業動画を全教員に配信するなど研修の充実と支援に努めております。その他の課題としては、家庭での活用に伴う時間管理等の健康面の影響などが挙げられます。今後、校長会と連携するとともに、保護者等の意見も参考にしながら、活用の在り方についても検討してまいります。

次に、学校におけるICT支援員ですが、児童・生徒や教員の機器操作やデジタル教材の作成、授業実施の支援等、幅広く対応しております。現場で発生するトラブルとしては、機器の障害や操作方法など様々ですが、これらの対処も含め、ICT支援員は教職員から高く評価されております。週1回の支援体制については、学校のニーズと活動状況を見て判断してまいります。

次に、学校のホームページは、保護者や地域の方々を中心に学校の情報公開や説明責任を果たすための重要な情報発信基盤と考えており、今後もその役割を担っていくものと考えております。更新につきましては、共通フォーマットにより比較的簡便に行うことが可能となっておりますが、ICT支援員等による操作支援や研修を継続して実施してまいります。また、スマートフォンによる更新はセキュリティ対策面で課題があり、現時点での実施は難しいと考えております。

次に、部活動指導員についてです。導入のメリットは、専門的な指導により生徒の意欲や技能を高めることが継続的にできるとともに、教員の負担軽減にもつながることです。課題としては、指導者の知識や技能だけでなく、児童・生徒への健全育成に向けての指導力や志がある人材の確保が挙げられます。今後も、学校の実態に合った適切な人材を配置できるよう努め、事業の拡大・充実を図ってまいります。

また、トラブルへの対応等ですが、部活動指導員の職務の中に事故発生時の対応が含まれており、応急手当てや救急車の要請、保護者への連絡等を行うことになっております。個人情報の取扱いは、年度当初に研修会を設けて周知しております。

最後に、地域スポーツ団体と学校の連携については、一部の学校で実施しており、生徒の技術の向上のみならず、地域社会とのつながりも強めるものと考えます。一方、日中の活動が困難なことや、全ての団体がコーチングの知識や技術があるとは限らないことが課題と考えます。今後は、部活動の地域移行について検討を始めた国の動向を注視してまいります。

〔文化スポーツ振興部長山崎修二君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（山崎修二君） 私からは、eスポーツについてお答えします。

eスポーツは、急速に注目を浴び、若者を中心に広がりを見せているものと認識しております。しかしながら、eスポーツは、学校現場への導入には十分な社会の理解が必要であり、今後、国の動向等を注視してまいります。なお、SNS等利用上のマナーやネット依存、ゲーム依存などにつきましては、市民科やセーフティ教室を通して学んでいるところです。

次に、ご紹介の区内企業につきましては、既にしながわCSR協議会参加企業として、学校現場にてプログラミング教育の特別授業を実施するなど、社会貢献活動が行われております。区としましても、こうした活動と連携協力してまいります。

eスポーツは、スポーツの振興をはじめ、地域産業の活性化や、障害者や高齢者の社会参加促進、多

世代の交流など様々な分野におきまして活用が期待されることは認識しております。全国規模の大会誘致や、子どもから高齢者まで多様な人々を対象とするeスポーツ大会などの開催につきましては、利用者ニーズや事業の効果などを踏まえ、研究してまいります。

○副議長（塚本よしひろ君） 以上で大倉たかひろ君の質問を終わります。

次に、松澤和昌君。

〔松澤和昌君登壇〕

○松澤和昌君 品川区議会自民党を代表し、区民の皆様から賜りましたSNSからの投稿やご意見、ご要望に対し、代弁して質問いたします。

まず、先月22日に交通開放しました補助26号線について質問いたします。

通称補助第26号線と呼ばれる同道路は、品川区東大井一丁目を起点に、目黒区、世田谷区、中野区、豊島区を経由して板橋区氷川町まで延びる約22.4キロの都市計画道路であります。昭和21年4月に都市計画が決定し、交通開放された補助第26号線（豊町）の区間は、平成4年1月に事業認可、その後用地取得が開始されまして、平成9年から工事に着手。事業認可から開通まで約30年間、事業費は約230億円であります。

補助第26号線の下神明交差点から大崎高校前交差点間の約670メートルの区間が令和3年10月22日に交通開放され、これにより交通渋滞の緩和や防災性の向上が図られるとともに、生活道路へ流入する通過交通が減少するなど、安全性の向上が期待されております。区間内には、地名に由来しましたふたばトンネル、そして豊トンネルの2つのトンネルが整備され、今後は引き続き側道工事など残りの工事を行う予定でございます。

この豊トンネルの入口では新しく横断歩道が増え、子どもたちの通学路にもなるこの道路では、交通事故を心配される保護者、そして地域の声が多く聞かれました。そこで、区にご相談いたしまして、課長にご苦勞をおかけしましたが、荏原警察との話合いの結果、白バイ隊が下校時の見守りをしていただくことになり、子どもたち、そして地域からも大変喜びの声が聞かれました。本当にありがとうございます。

しかし、一方でこのトンネル内、軽車両の通行および歩行者の通行が禁止となっておりますが、自転車での通行、そして歩行者が通る事例が大変多くあり、危険な状態です。側道には立て看板での進入禁止などの勧告もしておりますが、小さくて分からないとのご指摘もございます。品川区でもこの課題はお聞きしているとは存じますが、道路への注意喚起や、大きな看板の設置、今後の進入禁止対策等の在り方や検討をどのように考えているのか。所管は多分東京都になってしまうかもしれません。ですが、このトンネルを利用する区民の命、安全を守るという観点においてご所見をお聞かせください。

また、このトンネル開通に当たり、第二京浜国道、戸越三丁目交差点方面から豊トンネルに向かう直線道路は大変な渋滞が起こっております。品川区はこの状態を把握しているのでしょうか。そして、渋滞緩和をするためには警察との調整になると存じますが、どのような対応を考えていくのか教えてください。

次に、介護福祉について。

今年の世界アルツハイマー月間に合わせ、区役所3階連絡通路にて、発症前、認知症と気づいたとき、落ち込んだとき、うれしかったとき、現在と5つの事柄に分け、当事者の思いを紹介するなど、啓発活動に常にご尽力をいただき、ありがとうございます。この啓発の部分で何度も触れていますが、認知症サポーターについて質問いたします。

決算特別委員会での質疑により、認知症サポーターは、9月の時点で品川区では1万8,586人受講され、コロナ禍において苦戦をしておりますが、着実に増えていると認識しております。しかし、一方で、サポーターの活動が行われない、当事者とつながるきっかけがないなどの声も聞こえております。決算委員会では、サポーターの今後の展開や講師の研修について、またみんなの談義所しながわなど、本人ミーティングや緊急時に備えたふだんからの地域コミュニティの在り方について活動している団体を幅広く紹介していただくよう提案しましたが、さらなる啓発活動の一助になればとご提案したい取組がございます。

それは、認知症の配慮店という考え方です。現在はコロナ禍で取組が進まないと存じますが、今後、お店の従業員が1人以上の認知症サポーター研修を受講した店舗に周知パンフレットを置いてもらったり、そこで養成講座を開催してもらうなど、品川区のホームページに店名を記載して周知し、ステッカーやポスターなどを貼っていただくなど、区が一生懸命取り組んでいます、認知症になっても自分らしく生きる、そういうやさしい取組をさらに後押しするものになりますし、認知症サポーターの名が普及し、活動を広げていく一助になると考えます。品川区といえば商店街。まずは商店街と手をつなぎ、地域で支える姿、認知症になっても安心して暮らせる姿が明確に見えていくかと思いますが、ご見解をお聞かせください。

また、認知症サポーターの支援について皆さんからは、相談できる場所、研修会、勉強会、交流の場、身近なところに自分がサポーターということを知ってほしいなど、たくさんのご要望があります。認知症カフェをこの場としてサポーターが参加し、当事者と家族への心理的支援を実施、カフェ終了後にはサポーター同士の懇談会などを設けていくなど、相談、交流、勉強会などに発展させる可能性を大きく秘めていると思います。ぜひボランティアとして負担感なく自由な活動ができるこの支援体制を認知症カフェからつくっていきけるように、初めのきっかけを構築していただきたいと考えますが、ご見解をお聞かせください。

また、品川、荏原、八潮、五反田図書館で認知症カフェを開催しておりますが、今後、認知症カフェと図書館のコラボレーションも考えられます。例えば図書館での読み聞かせにおいて当事者やサポーターの方が参加したり、反対にカフェにて読み聞かせを開催したり、特集のブースをつくったり、カフェにおいて図書館から認知症に関する図書をレンタルするなど、やり方はいろいろと考えられますが、認知症カフェと図書館の連携等のご見解をお聞かせください。

ここ数年、品川区議会でも「ヤングケアラー」という言葉が使われるようになり、マスコミでも取り上げられることが格段に増えました。国もヤングケアラーに対する支援の必要性を認識し、2021年3月に福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを発足。日本財団では、近年大きな社会課題となっているヤングケアラー支援の第1弾として、日本ケアラー連盟、ケアラーアクションネットワーク協会に計1,475万円を助成することを決定する、そういった動きもございます。

こうした中、品川区でも国の報告書を受け支援策を検討し、関係所管が連携して支援に当たってくださるとの答弁もございました。この課題は大変デリケートでありまして、「ケアを担っている子どもはかわいそう」と決めつけないでほしい。「ケアを自分からしたいと思っている」声も実際にあり、「無理に担わされているわけではない」と話すヤングケアラーがいらっしゃるのも事実です。

しかし、心配する課題というのは、大人のケアラーでもある「孤立」だと思えます。ケアに多くの時間を取られて孤立すると、ケア対象者にばかり意識が向いてしまい、一方で視野が狭められ、多様な視点、価値観が入りにくい状況をつくってしまいます。特に人格形成期にあるヤングケアラーがケア以外

に目を向ける余裕がない状態にあるとしたら、進学や就職活動にも影響を及ぼしてしまうのではないのでしょうか。

では、私たちにできる支援は何でしょう。それは、丁寧に話を聴くことだと思います。意見を押しつけずにこちらの話を傾聴し、「力になりたいと思っているから、何かできることがあったらいつでも声をかけて」、そういった取組は必要です。そこで、品川区が今年から始めたゲートキーパー研修。YouTube配信を利用したもので、無料で誰でも閲覧することができます。私は、この取組は大変素晴らしいものであると思いますし、このシステムを応用して、ヤングケアラーの支援にも活用できないかなと考えております。共通してポイントとなる主な要素、これは「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」であります。身近に隠れているヤングケアラーの存在を認識する取組、呼びかけなどは必要であると考えます。取組の1つとしてこの配信動画などはいかがかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

また、国は、来年度から家事の支援や相談先の確保などを行うモデル事業を始め、3年かけて集中的に支援する方向で、厚労省、文科省の両省は9月14日、来年度の予算概要要求に支援の事業費を盛り込みました。来年度から多くの新規事業が組み込まれる可能性がある中、区としてはどのように準備し、対応していくなどの考え方をまとめていかなければならないと考えますが、ご見解をお聞かせください。

次に、商店街支援について。

これまでの品川区による商店街支援は、一過性の販促イベントの助成金交付など、商店街の商店機能の強化を主な目的として行われてきたものと考えます。しかし、現在の商店街を見る限り、これらの効果は非常に限定的であり、イベント事業では一部の特定の人しかメリットがない商店街が多く、商店街全体の活性化で見たときに、大きく結びついているかといえば難しいのではないのでしょうか。

これからの商店街支援、こうした従来型の支援から、住民や商店街のニーズに合った新しい支援計画のシフトを考える時期に来ていると思います。この商店街アドバイザー、エリアサポーターなどは、まさに新たな取組だと思います。現在、コロナ禍において効果が見えにくいとは思いますが、活動状況はどうだったのか。また、見えた課題などがあれば教えてください。

現在は、家庭内での課題などが相談できる人がいない、つながりがない、そういった方が多くなったために、子育て相談所、またスクールカウンセラーなどが足りていないという課題が多くあると考えます。商店街で生まれ育ちました私としては、そういった課題を解決してきたのが商店街であると思います。商店街は高齢者の憩いの場、子育て相談、多世代交流、これらの機能が一体となっていた場所ではなかったのでしょうか。そう考えると、エリアサポーターなどは、商店街関係者だけではなく、学生、一般社会人、障害者団体、NPO、神輿會、学校の先生、PTA、学校コーディネーターなど地域の広範囲な方たちを巻き込んだサポーター事業が必要ではないかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

サポーターのようなまちづくりの人材、これはこれからの商店街施策には非常に重要であります。しっかりとエリアの特徴に合った計画を立てて、PDCAサイクルなどを用いて次の事業につなげていく。ぜひ商店街だけではなく、行政とも連携していただきたいと思いますが、これからの住民や商店街のニーズに合わせた支援をどのように展開していくのか、ご見解をお聞かせください。

次に、防災について。

さきの決算特別委員会でも触れました同時多発火災、ほぼ同じタイミングで広いエリアに発生する火災を指します。大規模な地震が起きたときは、この同時多発火災が誘発されてしまうリスクが高く、延焼により大規模な火災へつながることから、消防の対応力を上回る火災に発展し、深刻な被害をもたらします。地域防災力を超える火災に対抗するには、それを超える地域防災力を組織していかなければな

らない。しかし、品川区でも防災館において防災リーダー育成などを展開し、とても努力していただいておりますが、区民消火隊の高齢化、消防団員の減少が課題となり、地域防災力の底上げはなかなか進まないものと考えます。区でもこの課題を認識しておりますが、なかなか具体的な解決方法をお示できていないとの答弁も決算委員会ではございました。

そこで、ご提案があります。1つは、地区防災訓練だけではなく、消防団の操法大会にも区民消火隊が参加できる取組を構築することです。これは大会で競い合うことを目的とはせず、町会・自治会の方と消防団員のコミュニケーションを広げることを目的として行います。全ての町会・自治会が参加するのではなく、順番で行うことで負担を減らし、人員がいないので訓練ができない、そういった区民消火隊の負担を消防団員がフォローする、そういった取組がつくれます。操法大会での選手ではない方、この方たちが区民消火隊をお手伝いすることで、枠を超えた関係性が築かれるのではないのでしょうか。町会・自治会と消防団の交流を広げ、人員増加に寄与するものと考えますが、ご見解をお聞かせください。

2つ目は、地区運動会でのお披露目です。この地区運動会は、町内の子どもからお年寄りまでが参加する大きなイベントであります。区民消火隊をはじめ、地域防災のお披露目をするには大変効果的であると考えます。実際にポンプ操法のお披露目、地域防災の重要性、若い世代を巻き込んだ楽しみながら学べる防災運動会の種目、これをプログラムの一部に盛り込んでいただくことにより、効果的な宣伝効果、また、地域防災の向上に寄与するものと考えますが、ご見解をお聞かせください。

次に、スタンドパイプの配備について質問いたします。スタンドパイプとは、首都直型地震などの災害が発生した際、区民が活用できる消火資機材の1つでございます。道路上にある消火栓にスタンドパイプを差し込み、ホースをつないで消火活動を行う軽量で操作も簡単な上、毎分100リットル以上の放水ができるものです。

品川区では現在346セットを管理し、各町会・自治会に1セット以上配備しております。先月起こりました戸越六丁目での火災において、私の友人が爆発音を聞き外に出たら、隣から火が出ており、住民の避難を済ませ、消火栓を確認。スタンドパイプを探しましたが見つからず、消化器3本を使用して消火を試みましたが、既に消火器では消せる状況ではないほど火が燃え上がっておりました。スタンドパイプがあれば消火ができたとも話しております。

このように防災意識の高い方は、初期消火の重要性を認識し行動に移せます。しかし、肝腎なスタンドパイプが消火栓のそばになくは、消せる火も消すことができません。区内全ての消火栓にとは言いません。せめて品川区が把握しています木密地域の危険な場所での消火栓のそばにスタンドパイプの配置を検討されたいと考えますが、ご見解をお聞かせください。

関連して、火を消すには必ず水利が必要になります。消防団では、担当地域の消火栓や防火水槽など日頃からさびて開かないなどないように定期的に点検しておりますが、町会・自治会などでは行っているのでしょうか。地域の消火栓や防火水槽を知ることは非常に重要なことでもあります。何より把握しているという自信にもつながります。もしやっていないのであれば、消防団と一緒にすることをご提案いたします。地域防災力を高めるためにも、お互いの顔を知り、消防団活動の理解促進を深めるきっかけにもなりますので、品川区のほうからぜひお声がけをお願いしたいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

次に、避難所について質問いたします。品川区では今年の7月、手話言語条例が策定され、目的として、手話に対する理解の促進および普及のための基本理念を定め、区の責務ならびに区民および事業所

の役割を明らかにすることにより、手話による意思疎通が図りやすい環境の整備を推奨するとあります。

大切な視点は、この条例が策定されてから何をしていくかではないでしょうか。そこで、私からは、避難所にて災害時障害者支援用バンダナの活用をご提案いたします。聴覚、視覚、肢体障害のある方は、災害時に避難所などにおいて情報が届きにくいいため、支援から取り残されるという現状があります。この現状を少しでも改善する方法の1つとして、バンダナを身につけ、障害者であることを周囲に伝えることで、支援が必要であることを理解してもらおう。こういった取組を行う自治体もあり、広がりが見られます。また、手話ができる支援者もこのバンダナを身につけることで、聴覚障害のある方が手話通訳者を探す際の目印になり、迅速な支援につなげることができます。災害時においてみんなで助け合う支援が広がる一助になると考えますが、ご見解をお聞かせください。

最後に、教育についてです。

品川区では、学校を取り巻く様々な環境の変化に対応し、品川教育の取組をさらに前に進めるべく、学校の制度などを品川区学事制度審議会で検討してきております。最近では、2020年4月に学校選択制、通学区域の一部の見直しがされました。私の住む豊町戸越地域では、大崎中、戸越台中だった学区が豊葉の杜学園に変更するなど、保護者からは「よく分からない」「どうして近くの学校に行けないのか」などのご意見が私のところにも届いております。

よく資料を読みますと、前期課程の学校選択、後期課程の通学区域の違いが記載されておりますが、一貫教育の関連グループ設定など書かれてあると、非常に混乱してしまうのではないかと考えます。私がお受けした陳情の中でも、関連グループの流れから中学校はその学校に入れるものだと思います、連携校での部活を楽しみにしていた矢先、通学区域の違いから違う中学校の学区指定の書類を目にし、計り知れない絶望を感じた子どもと保護者がおりました。

私は、品川教育の取組を進める学校選択制度に異論はございません。ただ、子どもたちにとって後期課程は楽しく、夢あるものであってほしいと思います。学校選択の際に学校案内を教育委員会は作成しているものですが、さらに分かりやすい取組、連携グループと通学区域の違いなどをまとめたものを記載し、学校作成の入学のしおりには、特に違う学区区域から入学する保護者に対して分かりやすく丁寧に記載するなど、教育委員会と学校で十分配慮していただきたいのですが、ご見解をお聞かせください。

以上、この一般質問に当たりご協力してくださいました皆様に感謝を述べるとともに、ぜひ前向きなご答弁を期待しまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、商店街支援についてお答えを申し上げます。

初めに、エリアサポーターの活動状況についてですが、事業を開始した令和2年度当初は、モデル実施として10の商店街の課題を把握するところから始める予定でした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応が急務となりましたので、予定を変更し、国や東京都、区の助成制度などの情報提供と周知を行ってまいりました。その後、商店街ごとの課題を聞き取り、役員の高齢化や装飾灯の管理、各種決算書類等の整備など様々な課題が見つかりました。現在では、各商店街が抱える課題に優先順位をつけて、解決のための取組を進めているところであります。

次に、エリアサポーターの拡充についてですが、本事業の目的は商店街の活性化であり、外部の知見も必要になると考えております。様々な立場の方が、商店街の運営や活動の担い手として関わっていただくことで、さらに活性化することが期待される場所ですが、まずは商店街が抱える現状の課題を解決することから進めてまいります。

今後の展開につきましては、現在、エリアサポーターと区職員との定期的な意見交換の場を設けるなど、連携して課題解決に取り組んでいきます。引き続き各商店街で顕在化した課題に対しまして適切な支援を行い、商店街振興につなげてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部門よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、学校選択制についてお答えいたします。

教育委員会では、保護者や児童・生徒の要望に応えるとともに、区立学校の質的転換や信頼向上を図り、魅力ある教育環境づくりを提供するため、平成12年度より通学区域以外の学校も選択することのできる学校選択制を実施しております。また、令和2年度からは、9年間の一貫教育のカリキュラムがより円滑に進むよう、中学校・義務教育学校ごとに、その通学区域内の小学校と組む連携グループを設定いたしまして、日頃から教育活動をはじめ、部活動や地域でのボランティア活動、こういったことも連携・交流を図るようにはしてきております。

学校選択制も、連携グループによる一貫教育も、品川の教育を進める上で重要な取組であります。このため、ご指摘のように、各家庭にそれぞれの制度や内容について十分ご理解いただくことは、とても大切なことだと考えております。今後、学校案内パンフレットや、各学校からの入学のしおり、学校公開や説明会などを通して、学校選択時におけるより丁寧で分かりやすい情報提供に努めてまいります。

〔防災まちづくり部長藤田修一君登壇〕

○防災まちづくり部長（藤田修一君） 私からは、補助26号線についてお答えいたします。

区の東西を結ぶ主要な道路である補助26号線が通れるようになったことに伴い、地域の利便性や回遊性が向上し、さらなるまちの活性化や防災力の向上などが期待されております。一方、トンネル内の車道では、自転車や歩行者が規制されているにもかかわらず進入してしまうことがあり、区としてもこうした状況を把握しているところでございます。現在、道路管理者である東京都において、地域への周知や案内看板の設置などで対応しているところでございます。区といたしましても、地域の皆さんが交通ルールを正しく安全に確認できるよう、引き続き東京都に要請してまいります。

次に、渋滞についてですが、区も把握をしており、現在、都に対し、現状の交通状況を分析し、具体的な対応策の検討を要請しているところでございます。今後も、都や交通管理者の警察と連携し、渋滞解消をはじめ、区民の安全・安心に取り組んでまいります。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、認知症施策についてお答えします。

商店街の方が認知症サポーター養成講座を受け、理解を深めていただくことは、大変意義があることと認識しております。認知症の方の地域での生活を支えるため、商店街との連携について検討してまいります。

次に、認知症カフェについてです。サポーターの方の活動を進めるため、運営費の助成に際し、ボランティアとして認知症サポーターを受け入れることを要件としております。今後も認知症への理解促進に取り組むとともに、サポーターの活動の場の充実に努めてまいります。

次に、図書館との連携についてですが、区立図書館では、誰にでも開かれた身近な居場所としての図書館づくりを進める中、楽しく気軽に参加できる交流の場所として、図書館が主催する認知症カフェを月1回、4館で実施しています。認知症カフェが図書館の利用に結びつくよう、今後も工夫しながら連

携してまいります。

〔子ども未来部長柏原敦君登壇〕

○子ども未来部長（柏原敦君） 私からは、ヤングケアラーの取組に関するご質問にお答えいたします。

初めに、ヤングケアラーについては、本人や家族に自覚がないなどの理由から、支援が必要であっても表面化しにくい点に課題があると認識しております。そうしたことから、ヤングケアラーの把握等に向けては、国から配布予定のポスター等を活用して、まずはヤングケアラーに関する周知・啓発に取り組んでまいります。なお、ご提案の動画配信につきましては、国や東京都の動向を注視してまいります。

次に、今後の取組についてですが、国は、令和4年度からの3年間を集中取組期間として、ヤングケアラーへの支援に臨んでいく方針であると認識しております。国のヤングケアラー支援体制強化事業の活用を含め、区としての支援を検討してまいります。

〔災害対策担当部長滝澤博文君登壇〕

○災害対策担当部長（滝澤博文君） 私からは、防災についてお答えいたします。

まず、区民消火隊についてですが、区内の消防団の中には、操法大会において区民消火隊の消火訓練を披露しているところもございます。コロナ禍にあって地域活動の中止や縮小も余儀なくされておりますが、地域の特性に応じた区民消火隊と消防団のコミュニケーションの機会を拡大することについて検討してまいります。

また、地区運動会で区民消火隊の消火訓練を披露することにつきましては、区民消火隊を地域の方々に広く知っていただくよい機会ではありますが、プログラムの変更や参加者の安全確保など、主催者である町会・自治会連合会などと調整すべき課題も多く、調査・研究が必要と考えております。

次に、木造密集地域における消火栓近傍へのスタンドパイプの配備についてですが、スタンドパイプは消防ホースとセットで配備する必要があると、街頭に配備する場合には、設置場所の確保や管理方法に課題があると認識しております。各防災区民組織からのご意見を踏まえて、配備要領について研究してまいります。

次に、消防団と町会・自治会による消火栓などの共同点検についてですが、その実施には地域差があることから、様々な町会・自治会の活動紹介を含めて、普及・啓発要領について検討してまいります。

次に、災害時障害者用支援バンダナの活用についてですが、区としては、様々な障害特性を配慮する必要がありますので、当事者のご意見を伺いながら、有効な方法について検討してまいります。

○松澤和昌君 それぞれご答弁ありがとうございます。自席より再質問させていただきます。

1点だけ、消防のスタンドパイプです。スタンドパイプは、確かに各管理方法というのはいろいろ様々本当に大変なのは私も重々承知しておりますが、やはり木密地域において火災の抑止をするためには、私は個人的にすごく必要なものだと思っております。ほかの自治体ですと、道路占用許可基準というのを改正までして設置している自治体もございますので、そういったことも含めて、研究というお話も言ってくださいましたけども、もう一度ご答弁をよろしく願いいたします。

〔災害対策担当部長滝澤博文君登壇〕

○災害対策担当部長（滝澤博文君） 私からは、スタンドパイプの配備についての再質問にお答えいたします。

木造密集地域におけるスタンドパイプの配備でございますけれども、実際は消防車が入れない地域で、狭いところにスタンドパイプを置くのが望ましいのですけれども、そうなるとさらに地域が狭くなるということで、非常にこれは課題があると認識をしております。現在は、防災区民組織ごとで使用できるよ

うに、その倉庫に配備をしているのが現状でございます。今後どのようにすべきかについて、土地を確保することも含めて、研究させていただきたいと思っております。

○副議長（塚本よしひろ君） 以上で松澤和昌君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時07分休憩

○午後2時25分開議

○議長（本多健信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

鈴木ひろ子君。

〔鈴木ひろ子君登壇〕

○鈴木ひろ子君 日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず初めに、コロナ禍で拡大した困窮世帯への生活保障をです。

コロナ禍は、日本社会の様々な問題を浮き彫りにしました。まともな補償をせず、自粛を押しつける政治が中小業者や非正規労働者を追い詰め、格差と貧困が拡大しました。地域の方から「友人一家が破綻してしまう。相談に乗ってほしい」と紹介された世帯は、60代と70代の両親ががんと難病を抱えて入院の繰り返し。長女は障害者雇用で就労。家賃10万円。生活が成り立たないところに、飲食店に勤めていた長男がコロナで店が廃業となり、実家に戻ってから1年半引き籠もっている。とにかく生活費に困っているとのことでした。緊急小口を申請し、一息つきましたが、今後の見通しが一切立ちません。

こうした相談を幾つも受ける中で、コロナ禍によって、これまでと違った底知れない貧困の広がりを実感しています。これは、自公政権による社会保障切捨て、雇用破壊、消費税増税と富裕層・大企業優遇税制など、格差と貧困を広げた弱肉強食の政治が作り出した人災です。我が党が決算議会で「持続化給付金の再給付を国に求めるべき」といったことに対して、品川区は、「直接給付は終わった。今度は経済を回すため、融資の拡大などを行う」と答弁。国と同じ困窮者に冷たい答弁でした。

国に対して次の4点を求めてください。生活費全てに課税される消費税を5%に減税すること。持続化給付金、家賃支援給付金の第2弾を出すこと。区内で約6,000人が活用し、来年課税者への返済が始まる緊急小口総合支援資金の返済免除の基準を緩和すること。住宅確保給付金は、ハローワークでの求職要件を外し、期限を限定しない家賃補助制度へと拡充すること。また、品川区が区営住宅建設へ方針転換するよう求めます。いかがでしょうか。

暮らし・しごと応援センターの支援や生活保護は、セーフティネットとして重要な役割を担っています。体制の拡充と支援の必要な人が誰でも利用できる区民への制度の周知をすべきです。暮らし・しごと応援センターについて、相談件数、コロナ前2019年と昨年、今年、それぞれ何件か。職員体制、正規職員、会計年度、それぞれの人数と常勤換算の人数、有資格者の資格名と人数をお答えください。困窮者支援窓口として重要施策と位置づけ、体制の拡充を求めます。いかがでしょうか。

品川区の生活保護のしおりは、困った人に寄り添う姿勢がありません。また、親兄弟、子どもに知られたくないと申請をためらう人もたくさんいます。扶養照会は、厚労省からの改善された通知が現場の職員に徹底されていません。品川区の生活保護のしおりを厚労省が明記する「生活保護の申請は国民の権利です。必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と明記し、

内容も権利保障の趣旨を踏まえたものに改善を求めます。

扶養照会は、令和3年2月26日の厚労省通知、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、基本的に扶養照会を行わない。相談者に寄り添った対応をすること。これを相談員とケースワーカーに徹底することを求めます。いかがでしょうか。

生活保護のしおりと暮らし・しごと応援センターのリーフレットを地域センターや中小企業センターなど公共施設に置くこと、区報とホームページへの掲載など、区民への制度の周知を求めます。いかがでしょうか。

次に、新型コロナ、第6波に向けた備えと保健所体制の強化をです。

第5波では、東京の感染者が連日5,000名を超え、重症になっても入院できず、在宅等で亡くなった方が8月だけで250人、医療崩壊という事態となりました。品川区でも1日の感染者が最大225名、自宅療養者数は1,261名、重症者83名、死者数は40名、保健所も逼迫し、保育園で繰り返し感染者が出て濃厚接触者でさえPCR検査も行わない方針となりました。

多くの保健師が1年半にわたり過労死ラインを超える月平均100時間もの残業が長期間続いたことは重大問題です。この教訓を次に生かすことが必要です。保健所とコロナ対策本部は、これまでのコロナ対応の総括を行ったのか。その中で教訓として今後生かすべきことは何か。第6波に向けて区として備えていることは何か、伺います。

第5波で1人の重症者も死者数も出さなかった墨田区保健所の取組に学ぶべきです。墨田区では、感染者の早期発見・早期治療を柱としました。PCR検査は陽性者が1人出たら全員検査という方針で積極的疫学調査を実施。無症状者の把握に努めました。自宅療養者全員にパルスオキシメーターを配布し、24時間体制で自宅訪問する健康観察チームを5チーム編成。さらに、区独自に1床100万円の補助をし、緊急対応病床を新たに33床確保。抗体カクテル療法は100件行い、重症者をゼロに抑えました。対策を東京都任せ切りにするのではなくて、毎週、保健所、医師会、全12病院でミーティングを行い、情報を共有し、対策を検討してきたとのこと。

パンデミックに対して、科学的なあらゆる知恵を集めた対応が重要です。今、ヨーロッパやロシア、韓国など、これまでにない感染拡大が起こっています。感染が落ち着いている今こそ、第6波に向けた対策が必要です。墨田区のようにPCR検査や抗原検査などの検査の拡充、区独自の病床の増床、早期発見・早期治療の体制、医師会などと連携を強化し、頻回な情報交換と対策の協議などが必要ではないかと考えます。それぞれ伺います。

政府は今月12日、第6波対策を発表しましたが、人手不足の医師や看護師の体制を強化する施策はありません。それどころか、コロナ病床をつくってくれと言いながら、医療機関に病床削減を迫る地域医療構想によって20万床もの病床削減を進めています。東京都では、コロナ禍で都立病院の果たした役割は大きく、充実こそ求められているときに、都の医療費削減のために、都立病院、公社病院を独立行政法人化することは、まさに逆行です。区として、国が地域医療構想で病床を削減することや、都が都立・公社病院の独法化で医療費を削減することは問題とは思わないか、伺います。国や東京都に地域医療構想での病床削減や都の独立行政法人化をやめるよう求めるべきです。いかがでしょうか。

品川区の保健所の体制は、医師の定数8名に対して、現在2名しかいません。保健師数は、人口対比で23区で22位と最低レベル。コロナでも十分な体制が取られません。保健師の残業は過労死ラインの月80時間を大きく超える月平均100時間。多いときは200時間を超え、仕事の終わりが午前0時を超えた日がこの6か月のうち3か月、56日にも及び、遅い日は朝の5時近くになったとのこと。この異常

な状況が1年半もの長期間放置されてきたことは大問題です。

過労死ラインとは何か、お答えください。過労死ラインを超えた超過勤務を長期間続けてきたことは問題とは思わないのか、伺います。23区で最低レベルの保健師を抜本的に拡充することが必要です。来年度7名採用とのことですが、それでも23区平均に程遠い状況です。保健師の定数をいつまでに何名増やす計画か伺います。計画がなければ、直ちに増員計画をつくるよう求めます。いかがでしょうか。医師の確保は、いつまで東京都が採用できないことを理由に2名のままにするのか。東京都は、なぜ医師を採用できないのか、どうすれば採用できると考えているのか、伺います。

次に、9月施行の「医療的ケア児支援法」の趣旨に則り、保育園やショートステイ、通所施設の設置など支援を急げです。

人工呼吸器や胃ろうなど日常的に医療的なケアが必要な子どもに対する支援法が今年6月国会で成立、9月施行となりました。今回の支援法は、医療的ケア児の健やかな成長と家族の負担を軽減し、その家族の離職を防止する目的でつくられました。国や自治体に対して努力義務とされてきた支援が責務として明記され、品川区も支援策の具体化が求められます。

品川区では、2018年度までに国から設置が求められていた医療的ケア児等支援体制協議会が一度も開かれず、準備会が1度開かれただけです。医療的ケア児等支援体制協議会を早急に開き、国が求める現状把握、分析、支援内容等、区内の医療的ケア児とその家族が直面する課題と対応策の検討を行い、一日も早い支援策の具体化につなげてください。いかがでしょうか。支援法は、全ての医療的ケア児への支援を求めています。医療的ケア児が保育園や学校の入園・入学を希望する場合、看護師配置など必要な措置を取り、通園・通学ができる条件整備を行うよう求めます。

4月から始まったインクルーシブひろばベルは、医療的ケア児と家族が交流や相談ができ、ほっと一息つける場所になっています。しかし、医療的ケア児を家族が連れ出すのは大変です。酸素ボンベや呼吸器など荷物がとにかく多いし、感染が心配で電車に乗ることもできません。送迎があればもっと利用したいとの要望が出されています。区として、インクルーシブひろばベル利用者への送迎の仕組みをつくるよう求めます。いかがでしょうか。

今回の支援法には衆議院で附帯決議がつき、医療的ケア児が成人となった後も適切な保健医療サービスおよび福祉サービスを受けながら、日常生活および社会生活を営むことができるようにすることも重要と述べ、自治体に成人期への支援について万全を期すことを求めています。私が2019年6月に一般質問で取り上げた脊髄性筋萎縮症という難病で2歳から人工呼吸器をつけた方は、小・中・高と12年間皆勤賞をもらうほど頑張って通い続けたのに、高校を卒業した後、受入れ先が全くないという状態が5年間続いています。質問から2年たち、年齢も23歳になりましたが、品川区には通所施設もショートステイもないため、週1回大田区にある城南分園の生活介護に通う以外、週6日は家にいる生活から何一つ変わっていません。

人工呼吸器をつけた方の通所施設とショートステイがない事態は改善が必要だとは思わないのか、区として設置する計画は持たないのか、伺います。さらに、医療的ケア児者など重度障害者の世帯を救急通報システムの対象とすべきです。重度障害者のいる世帯を救急通報システムの対象としない理由は何か伺います。福祉部長は、対象にする場合、受益者負担の考えから無料にはしないと答弁しました。重度障害者が自分の命を守るために緊急通報システムを利用することをなぜ利益だとして利用料を徴収するのか伺います。

最後に、強行された調査掘進。必要性がなく問題だらけのリニア新幹線はただちに中止の決断をです。

リニア新幹線は、品川・名古屋間286キロメートルを最速40分で結び、86%がトンネル構造。区内4.6キロメートル、北品川から旗の台まで17丁目を直径14メートルものトンネルが地下40メートルより深い場所を横断する計画です。調査のためのトンネル工事が10月14日から始まりました。昨年10月には、同じ大深度地下法による初めてのシールド工法での外環道工事で巨大な陥没・空洞事故を起こしました。ところが、JR東海はまともな説明もしないまま工事を強行しました。

問題点を3点指摘し、区長がJRに対して事業の中止を求めることを決断すべきと質問します。第1点目は、調布市で起こった外環道の陥没・空洞事故は、リニア新幹線工事でも起こる可能性があるということです。これまでも、国もJR東海も大深度地下は地上には影響しないと安全神話を振りまいてきましたが、調布市の陥没事故は完全にそれを打ち砕きました。

先日、調布市の陥没事故や空洞の場所、家屋の損傷の実態など、現地を被害者の会代表の方に案内していただきました。調布市の住宅街に起こった陥没事故は、幅5メートル、長さ3メートル、深さ5メートルもの大きなものです。さらに、空洞は地表面から5メートル下に、幅4メートル、長さ30メートルにわたり、深さ3メートルというもの。同様のものが3か所も見つかりました。壁や塀の亀裂など家の損壊や地割れなどの諸被害は、シールドマシンが止まって1年以上たつ今も拡大し続けています。陥没・空洞のあるトンネルの真上220メートルは30世帯を立ち退かせ、更地にして地盤補修を行うとのことですが、事業者NEXCOは補償の基準も示さず、集団交渉には一切応じず、個別交渉しか受け付けないとの対応です。住民は、トンネル真上だけでなく、周辺地域までの地盤調査や説明会開催を求めています。応じる姿勢がありません。

リニア新幹線の工事は外環道と同じシールド工法で行うため、同様の事故が起こる可能性があります。JR東海は、外環道は特殊な地盤であり、施工ミスで起こった事故。リニアのルートは、地盤が硬く、管理もきちんとして行うので、事故は起こらないとの説明です。シールド工法のボーリング調査は、100から200メートルごとが望ましいとされているのに、大深度工事では住宅街の真下を通るため、地盤調査を基準に沿って行うことができません。

リニア新幹線でも、品川区内4.6キロメートルのルート上たった3か所しかボーリング調査が行われておりません。これは外環道と同じです。つまり、大深度地下における工事は不十分な事前調査しか行えず、手探りで掘り進めることになるため、外環道のような事態は半ば必然的に起こることになります。大深度地下工事は地上には影響しないとの安全神話を振りまき、地権者の同意も得ず、補償も行わず、勝手に掘るという大深度地下法は、廃止を含め抜本的に見直すべきです。大深度地下法を根拠に進め、品川区民の命と財産を脅かすリニア新幹線工事は直ちに中止を求めるべきです。

2点目に、そもそもリニア新幹線は、必要性、環境破壊、安全性、財政面などから計画として成り立たない問題です。新幹線の4倍もの電力消費、地化水脈の破壊による大井川の水枯れ、大量に発生する残土処理、電磁波など健康被害拡大、活断層の危険など深刻な問題を抱えています。名古屋までの総工事費が7兆円に膨れ上がり、採算の見通しがありません。区は、リニア新幹線に対して安全に工事が行えるよう求めていくと述べ、推進の立場です。調布市で起こった事故がいまだ被害は拡大し続け、その全容も対処の方法も明らかにならず、工事が止まったままであるのに推進する立場でいいのか。これでは区民の安全は守れません。

3点目は、JR東海が説明責任を果たしていない問題です。6月に調布市での重大事故を受けた説明会は、品川・大田・世田谷3区合同で1回のみ。多くの人が質問したいと手を挙げていたにもかかわらず、時間だからと打ち切る横暴なやり方。8月、9月の調査掘進の説明会も同様でした。調査掘進の工

事の知らせも、開始3日前に家屋調査対象世帯にポスティングしたのみでした。家屋調査対象となるトンネル直上と沿道40メートル範囲にある建物棟数、世帯数は幾つか。また、保育園、幼稚園や児童センター、学校、公園、その他公共施設、神社仏閣、それぞれの数を伺います。

直ちに調査掘進をやめ、地域ごとに教室型説明会を行うよう、区としてJR東海に求めていただきたい。大震度地下でリニア新幹線工事を行う以上、区内のどこで外環道のような陥没事故が起きてもおかしくないと思いますが、いかがでしょうか。改めてリニア新幹線事業の中止を決断するようJR東海と国に求めるべきです。いかがでしょうか。

以上で日本共産党の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、新型コロナ第6波への備えについてお答えを申し上げます。

初めに、これまでのコロナ対応の総括と第6波への備えについてであります。第5波の総括につきましては、10月に検査や自宅療養者への対応、医療体制の在り方について、医師会や薬剤師会および区内病院とともに連絡会を行いました。その結果、陽性者へ迅速かつ確実に初回の連絡を行うことや、健康観察の効率的な実施、濃厚接触者への検査の強化、自宅療養者への適切な医療の提供、病院の役割分担等の確認により、第6波に備えることといたしました。

自宅療養者への初回連絡と健康観察につきましては、保健所に加え、診断した医師や看護師、薬剤師等により確実に行ってまいります。また、オンライン診療や往診をさらに強化するため、医師会、薬剤師会等と協議を進めているところであります。また、検査の拡充につきましても、区内で検査可能な医療機関をホームページで公開するとともに、積極的な検査の必要性について医療機関に既に周知をしており、これらにより早期発見、早期治療へ結びつくものと考えております。また、重症患者が迅速かつ確実に入院につながるよう、区内医療機関がコロナ診療の理解と役割分担を共有するために講演会や意見交換を行うなど、確実な医療提供体制の構築に努めております。

最後に、国の地域医療構想ですが、急性期、慢性期等の病院の医療機能の分化と連携を推進することで、超高齢社会に耐え得る医療提供体制の構築を目指すものであります。また、都立病院等の独立法人化は、救急医療、小児科医療等の行政医療は継続しつつ、医師は看護師等の確保や医療機器をタイムリーに整備することを目的とされており、区としてこれらのことについて意見を申し述べる考えはございません。

その他のご質問等につきましては、各担当部門よりお答えを申し上げます。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、困窮世帯への支援と医療的ケアについてお答えいたします。

初めに、困窮世帯への支援についてです。まず消費税率につきましては、国税の在り方に関するところでございます。国において議論されるべきものであり、減税を国に求める考えはございません。

次に、持続化給付金等についてですが、国は、中小企業向けの新たな給付金として、事業復活支援金の実施を検討しているとの報道がされています。区として改めて給付金の再支給を国に要望することは考えておりません。

また、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の特例貸付けおよび住居確保給付金に関する制度につきましても、国において検討されるものと認識しており、現時点で国に要望する考えはございません。また、住宅にお困りの方の支援については、今年度より住宅確保要配慮者入居促進事業を開始するところです。新たに区営住宅建設の考えはございません。

次に、暮らし・しごと応援センターの延べ相談件数ですが、令和元年度は4,617件、令和2年度は1万5,233件、本年度は10月までで8,166件です。体制については、正規職員は2名です。会計年度任用職員が6名、常勤換算をしますと4.6人となります。また、社会福祉士等の福祉関連の資格を持つ相談員は7名です。

次に、ご相談者用の生活保護のしおりについては、現在はより分かりやすく修正したものを使用しております。また、生活保護申請の権利については、周知用のチラシに記載する方向で検討をしております。

次に、生活保護における扶養照会についてですが、現場の相談員およびケースワーカーへは、通知にのっとった対応を行うよう指導しているところです。

次に、生活保護および暮らし・しごと応援センターの周知についてですが、区報やホームページへの掲載のほか、相談窓口を掲載した親しみやすいチラシを作成して、地域センター等で配布を行っております。

続いて、医療的ケアについてお答えいたします。

初めに、医療的ケア児等支援関係機関連絡会についてです。昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催を見合わせていましたが、今年度中に開催をする予定です。医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、連絡会を通じて保健、医療、福祉、教育等の関係部署や関係機関が地域の課題や対応について意見交換や情報共有を図り、連携を一層進めてまいります。

次に、医療的ケア児の通園、通学についてです。区立保育園では実施要領に基づき、看護師の配置等を行った上で、たん吸引や経管栄養といった医療的ケアが必要な乳幼児について、既に受入れを行っているところです。学校では、令和3年度より就学相談や医療的ケア利用相談委員会での協議を経て、導尿や人工肛門の医療的ケアを行う看護師を3校に配置しております。

次に、インクルーシブひろばベルの送迎については、今後の利用状況等を見極め、運営事業者と協議をしております。

次に、人工呼吸器を使用している方の通所施設やショートステイについてです。ショートステイは、来年1月を目途に開始する予定で手続を進めております。通所施設等のサービスのご利用に当たっては、当事者の健康状態や施設・病院側の状況等により異なるため、個別にご相談をお受けしております。そのため、設置計画を作成する予定はございません。

救急代理通報システムは、介護者がいない方や、介護者が高齢で病気等により緊急事態のおそれがある方にご利用していただいておりますので、介護者がいる方については、現在は対象としておりません。利用料については、非課税世帯は平成27年度に500円から100円へ、課税世帯は同じく1,800円から1,000円へ変更し、負担軽減をいたしました。対象者および利用料につきましては、検討課題とさせていただきます。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、保健所の体制に関する質問にお答えします。

初めに、過労死ラインですが、一般的に病気や死亡に至るリスクが高まる時間外労働時間のことをいい、発症前1か月間におおむね100時間、あるいは発症前2か月から6か月にわたっておおむね80時間を超える時間外労働がある場合は、業務と発症との関係性が強いとされています。令和3年7月から8月にかけての第5波では、各部からの応援職員の配置や人材派遣の増員など、保健所体制の強化を図ったところですが、急激に増加した新規感染者への対応に追いつかず、超過勤務が増加したところです。

次に、保健師についてですが、増員計画は定めておりませんが、ここ数年、定年退職予定者がいない年度も採用してきています。今後も採用と育成のバランス、退職者の見込みなど総合的に勘案しながら、引き続き増員を図ってまいります。

また、東京都の公衆衛生医師についてですが、採用できない要因は様々あると聞いています。都では、その要因の1つとして、公衆衛生医師の認知度不足があると分析し、都内医科大学との連携強化や保健所見学、業務説明会の設定などの取組を進め、常に新規採用できる体制としているところです。区としては、都に対して引き続き必要数の配置を求めてまいります。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 私からは、リニア中央新幹線についてお答えいたします。

初めに、区内の家屋調査対象についてですが、JR東海からは建物棟数は約2,000棟と聞いております。世帯数についてJR東海から報告はありません。また、対象の区有施設ですが、保育園は2件、幼稚園は該当なし、児童センターは1件、学校は4件、公園は6件になります。その他公共施設および神社仏閣については、区は把握しておりません。

次に、調査掘進についてですが、計画路線周辺にお住まいの方を対象とした説明会や様々なお知らせビラの配布など、適宜JR東海が実施しております。また、調査掘進の完了後、調査結果について計画路線周辺に住まいの方を対象とした説明会をJR東海が再度開催すると聞いております。

次に、外環道の工事で発生した陥没等の事故への対応についてですが、JR東海は、リニア中央新幹線の工事をより安全に進めることを目的に中央新幹線安全推進協議会を設置し、より強力に事故防止に取り組むと聞いております。

最後に、リニア中央新幹線建設事業についてですが、本事業は国土交通大臣から認可を受け、JR東海の責任の下、実施されるものです。引き続き必要な安全対策を確実にを行い、住民の不安払拭に向けて丁寧に取り組むを事業者に求めてまいります。

○鈴木ひろ子君 再質問を行います。

まず、コロナです。暮らし・しごと応援センターの相談件数は1万5,000件以上ということでした。コロナ前の何倍にもなる深刻な事態を区はどう考えているのか伺いたいと思います。それでも国に対して何一つ求めないと。本当に困窮する区民に冷たいと思います。緊急小口総合支援資金を来年返済できない人はたくさん生まれるんじゃないかと心配です。区はそのことをどう考えているのか伺いたいと思います。

生活保護のしおりです。既に修正したという答弁だったのでしょうか。いつ修正したのか、どこの部分を修正したのか伺います。

保健所の体制です。過労死ラインを超えた長時間労働は7、8月だけではありません。長期間続きました。これは問題だとは思わないのかと聞きました。この答弁をお願いします。問題と思わないと改善につながらないので聞いていますので、お願いします。

第6波に向けてですが、積極的な検査をしていくとの答弁だったのでしょうか。具体的にどうするのか伺います。また、医療提供体制の構築、この中身についてもお聞かせください。

医療的ケア児者への支援です。通所施設はゼロのままなんです。5年間相談し続けてきました。23歳になるのに、通えるところが品川区に1か所もないんです。この事態は改善が必要だとは思わないのかと聞いたのに答弁はありません。これもお願いします。ショートステイは来年1月にできるということでしょうか。人工呼吸器の方も受け入れるのか伺います。

緊急通報システムです。私は、これは重度障害者の命の問題だと、そういうことで要望しています。すぐできることなのになぜやらないのか伺います。

リニアです。大深度地下法で行う以上、外環道のような陥没事故が起こる可能性があるのではないかと、起きてもおかしくないんじゃないかと聞きました。この答弁がありません。答弁をお願いします。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。私からは、生活困窮者と医療的ケアについてお答えいたします。

まず、暮らし・しごと応援センターの相談件数の増加ですが、こちらは、主に住居確保給付金のご相談が増えたということに起因するものでございます。コロナ禍で様々な制度ができていく中でのご相談の増ではございますが、生活に困っている方が増えているという実態を反映しておりますので、これは区としてもきちんと相談に応じ、必要な支援につないでいく必要があるというふうに受け止めております。

それから、返済についてでございますが、緊急小口総合支援資金につきましては、国のほうで決定をしまして、社会福祉協議会が実施をしている事業ではございますが、既に両資金とも、対象者が住民税非課税の場合、一定の要件を満たした方については返済免除の取扱いがあることが示されております。今後の状況に応じて国において検討されていくものと認識をしております。

それから、生活保護のしおりにつきましては、かなり大幅に修正をいたしましたので、今ここでその全てをお示しすることは難しいのですが、今年の10月に発行したのものから新しいものを使用しているところでございます。

続いて、医療的ケアでございます。確かに人工呼吸器を使っているお子さんの方の通所施設が品川区内ではないというのが実態でございまして、区としては対応すべき課題であると認識はしております。しかしながら、医師の協力が不可欠など様々な課題がありますので、その方の状況に合わせた医療的ケアの支援の方法をきちっととらまえた上で、かかりつけ医や施設側と相談していきたいと考えているところでございます。

続いて、重度障害者の救急代理通報システムでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、対象者と利用料については今課題として考えておりますので、検討を進めてまいります。

ショートステイにつきましては、基本的に人工呼吸器の方も受け止めていただくようお願いをしているところですが、その方の状況によりまして対応がどうなるかというところがございますので、やはりこれも個別にご相談をしていきたいと考えております。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 鈴木ひろ子議員の再質問にお答えします。

今、答弁の中では第5波を中心に述べましたけれども、昨年4月・5月の第1波、7月・8月の第2波、年末から今年1月にかけての第3波ということで、かなり残業時間が多くなっていることは承知しております。それについては結果として改善できなかったのは重く受け止めていますけれども、やはり想定がかなり違うということで、特に今回の第5波についてはかなり想定ができない。それと、ワクチン接種も同時にやっているという状況の中で、こういうふうになったと考えております。それぞれ人員については柔軟に応援体制が取れるように今後も努力していきたいと思っております。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

○品川区保健所長（福内恵子君） 鈴木ひろ子議員の再質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の第6波におけます検査についてです。検査につきましては、これまでも実施してまいりました高齢者施設等の感染においては、対象を拡大して実施するなどということについては継続して実施をしてまいります。また、第6波の際に保育園等の濃厚接触者の検査についても、しっかりと都の協力を得て実施をしていく方針としております。また、先ほどご答弁いたしました検査の実施評価の公開ですとか、医療機関での積極的な実施を促しておりますので、これらを含めて検査については積極的に実施をしていくという考えでございます。

次に、医療提供体制の構築についてです。医療提供体制につきましては、治療法も確立してきたことによりまして、区民の命を守るためには早期発見をし、症状等に応じた適切な医療につなげることが重要と考えております。そのため、例えば医療機関での軽度な症状についても検査をしていただく。また、症状等で必要な場合は中和抗体の治療ができる病院等に医療機関からつないでいただく。

また、病院におきましても、例えば症状が重症の患者さんが診られる病院、また、後方支援の病院等がございますので、それらの役割分担を明確にすることで病床の回転率を上げる。また、自宅療養になりました患者さんにつきましては、オンライン診療や往診の体制を充実するなど、これらを総合的に進めていくということで、この全体像を区、病院、医師会、医療機関と共有することで区民の命を守っていきたいというふうに考えてございます。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 私からは、リニア中央新幹線に関する再質問についてお答えいたします。

現在、JR東海で進めている調査掘進は、調布での陥没事故を受け、その原因に対応したより一層強化した施工管理手法の実地確認のための掘進というふうに聞いてございます。加えて、工事をより安全に進めることを目的に中央新幹線安全推進協議会を設置し、より強力で事故防止に取り組むとJR東海からは聞いてございます。

○鈴木ひろ子君 まずコロナの問題ですけど、コロナ危機の中で1万5,000人という相談件数というのは本当に驚く相談件数。私は、ここに区民の大変な実態が出ていると思うんですね。これだけじゃなくて様々な窓口でたくさんの相談が品川区に寄せられていると思います。これだけコロナの影響で多くの区民が苦境に陥っている。私は、自殺や心につながらないかと本当に心配です。こういうところに対して、私は区が具体的にどうするのかというふうなところを伺いたいと思います。

それから、生活保護のしおりです。私は昨日、これをもらってきたんですけど、これは10月から特に変わっておりません。このしおりは変わっておりません。私も何度も生活保護へ行っていますが、これが改善されたと言うんだったら、私は大問題だと思います。前のよりも改悪です。ここには、不正に保護を受けた場合、罰せられると脅すような文章で書かれているんですね。国が明記した生活保護は国民の権利、これを明記して困った人に寄り添うしおりに改善してくださいと求めました。このことについてもお答えいただきたいと思います。

第6波に向けてです。墨田区でもまず検査を拡充すると述べています。早期発見、早期治療の立場で無症状の感染者を把握する。これが大事ではないかと思えます。今の答弁だと従来とは変わらないんじゃないかと思うんですけども、そういう観点で拡充することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

医療的ケア児者の支援ですけども、ショートステイはぜひ人工呼吸器の方も使えるようによろしくお願ひしたいと思います。通所施設ですが、週1回しか通えないと、こういう事態が5年間続いているん

ですね。それなのに、必要性は認めるということですが、それであれば具体的にいつまでにどうするという計画でやっていただきたいと思います。

リニアです。

○議長（本多健信君） 鈴木ひろ子議員、質問をまとめてください。

○鈴木ひろ子君 部長は、調布市の事故の現場をご覧になったでしょうか。まだ被害を拡大し続け、解決には程遠い状況です。それなのに、同じ手法で行うリニア新幹線の工事の強化はあり得ないと思います。外環道のような陥没事故がリニアで起こる可能性はないと言えるのか、再度伺いたいと思います。今こそ中止を求めるべきです。このことについてもお願いします。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

まず、コロナ禍での困窮者世帯に対する区の支援でございますが、様々相談の窓口がございますので、それぞれの所管で適切にご相談に応じ、必要な支援につないでいくものと考えております。

それから、しおりにつきましては、今、議員がお持ちのものが、すみません、よく見えなくて申し訳ないんですが、10月からこういった形のもの（現物提示）に変わっているということでございますので、恐らく窓口でその行き違いがあったものと受け止めます。申し訳ございませんでした。改正したものを配るように徹底してまいります。

それから、医療的ケアでございますけれども、通所施設につきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、個別個別の方の状況に応じましてご相談に応じていきたいと考えております。区といたしましても、医療的ケアの方の通所施設をつくっていくこと、人工呼吸器の受入れをしていくことは課題であると認識しておりますので、具体的にご相談をお伺いしながら、支援をできるように努力をしていきたいと考えております。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

○品川区保健所長（福内恵子君） 鈴木ひろ子議員の再々質問にお答えいたします。

無症状者の検査についてのご質問です。検査につきましては、国も感染拡大を防止しながら日常生活や経済活動を継続できるように、都道府県が誰でも簡易かつ迅速に利用できる検査体制を整備することで、感染拡大の傾向が見られた場合には、ワクチン接種者も含めて感染の不安のある無症状者に対して検査が無料にできるよう支援を行うとしております。東京都の整備の動向も踏まえて、区としても協力をしてまいりたいと思います。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 私からは、リニア中央新幹線に関する再々質問にお答えいたします。

そもそもあらゆる物事に絶対ということはありません。工事においては不測の事態に備えて、事業者が二重三重の安全策を講じて進めるものでございます。リニア中央新幹線に関しては、JR東海の責任において事故がないようにしっかりと対策が行われ、安全第一で工事が進められるものと認識してございます。区としては、引き続き必要な安全対策を確実にいき、住民の不安払拭に向けて丁寧に取り組むよう事業者に求めるものであって、事業の中止を求めることはいたしません。

○議長（本多健信君） 以上で鈴木ひろ子君の質問を終わります。

次に、くにば雄大君。

〔くにば雄大君登壇〕

○くにば雄大君 品川改革連合を代表して一般質問を行います。

初めに、本区におけるブックスタート事業、そしてブックセカンド事業についてお伺いします。

ブックスタートとは、絵本を介して赤ちゃんと心を通わせる時間をつくってもらうために、ゼロ歳児健診などの機会に全ての親子に絵本を配布する活動です。1992年にイギリスで始まったこの運動は、日本でも2001年頃にスタートし、全国に広まりました。NPOブックスタートによると、本年10月31日時点で、全国の約6割の自治体でこのNPOブックスタートによるブックスタート事業が実施されており、そのうち絵本の贈呈時に絵本の読み聞かせを行っている自治体が約85%にも及びます。また、その場での読み聞かせをせずに、品川区のように絵本の配布のみを行っている自治体も数多くあり、これらを合わせると、全国の約8割の自治体で赤ちゃんへの絵本贈呈事業が実施されております。

本区では、平成20年度にこのゼロ歳児への絵本の贈呈事業がスタートし、今年度で14年目を迎えました。平成28年4月からは「はじめてのえほん よんで よんで」事業として継続されており、4か月児健診時に各保健センターで絵本パックの引換券を配布。区立図書館にて読み聞かせに適した0歳から1歳向けの絵本1冊と図書館のご案内やパンフレット等をプレゼントしております。お尋ねします。近年の「はじめてのえほん よんで よんで」事業の実績について、各年度ごとの4か月児健診の対象者数、健診を受けた方の人数、実際に図書館で絵本を受け取った方の人数を直近3年間分お聞かせください。また、ご利用者の声も併せてお聞かせください。

4か月児健診に行った方々の中には、絵本パック引換券を受け取ったものの、図書館に足を運ぶのが面倒で絵本パックを受け取らない方や、現物をその場で渡してくれるならば持って帰りたいという方、荷物になるからその場では受け取りたくない方など、ニーズは様々だと思います。少しでも多くの方にこの絵本パックを受け取っていただくために、健診会場である区内3か所の保健センターにて引換券を渡す、または絵本パックを手渡しするという2択にはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

セカンドブック事業についてもお伺いします。ブックスタート事業のフォローアップとして、1歳6か月児健診や3歳児健診などの際に成長した子どもに再度絵本を贈るセカンドブックという取組があります。ブックスタートが、絵本を通じて親子で楽しい時間を過ごしてもらうことが主な目的なのに対し、セカンドブックは、読書習慣の継続や子どもの感性、想像力の育成などを重視します。さらに全国では、小学校入学時などに3冊目の本を贈呈する自治体もあります。

決算特別委員会でも触れましたが、本年9月、文部科学省が発表した21世紀出生児縦断調査の調査結果によると、小学生の頃に読者の機会が多いほど、中学生や高校生になって授業が楽しく思えたり、新しいことに興味を持つ割合が高くなったり、学校を楽しんでいることができたなどの分析結果となりました。読書は全ての学力の土台になるとも言われておりますが、読書率の向上は、単なる読み聞かせの能力向上にとどまらず、子どもの成長にとって様々な好影響をもたらします。幼児期からの読み聞かせによって、より本に親しみ、読書習慣を身につけることはとても大切です。

そこで、本区でも、1歳6か月児健診時、3か月児健診時、小学校入学時など、継続的に読者の機会を広げるために、セカンドブック、サードブック事業の導入を望みますが、まずはこのセカンドブックの取組をスタートしてはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。最後にもう1点、本区の未就学児の読書率向上に向けての取組についてお聞かせください。

次に、幼児2人同乗自転車等購入費助成についてお尋ねします。

幼児を連れて外出する際の移動手段は地域特性によって異なりますが、本区内においては、近場に幼児を連れて買物や保育園、幼稚園の送り迎えなどで外出する際には、幼児同乗自転車は定番化していま

す。さらに幼児2人連れとなると、2人乗りベビーカーより幼児2人同乗自転車により多く見かけます。しかし、この幼児2人同乗自転車は、幼児2人を乗せても十分な強度や制動性能を有しているなどの要件が定められているため高価格帯で、特に電動アシスト自転車だと10万円を超える価格帯が一般的となり、子育て世帯の負担としては高額な出費となります。

現在、葛飾区、松戸市など全国20以上の自治体で幼児2人同乗自転車の購入費助成制度があります。多くは購入金額の2分の1、上限2万円から5万円の助成を実施しております。子育て家庭支援として、本区でも同様に幼児2人同乗自転車の購入費助成制度を導入してはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、幼児用ヘルメット購入費助成についてお尋ねします。警視庁の統計によりますと、自転車乗中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方と比べて約3倍高くなっています。昨年、世田谷区で世田谷区自転車条例の一部を改正する条例が可決され、令和2年10月1日より自転車乗車時の13歳未満のヘルメット着用が保護者の義務となりましたが、道路交通法では、13歳未満の子どもの自転車乗車時のヘルメットの着用はあくまで努力義務となっているため、本区において子どものヘルメット着用は徹底されてはおりません。

本区においては、平成29年、区内企業である日本精工株式会社が、区立小学校および義務教育学校の児童に対し、約2,300個の児童用自転車ヘルメットを寄贈していただき、現在でも同様の取組が継続されていると伺っておりますが、未就学児に対しての幼児用ヘルメットの配布は行っておりません。この幼児用ヘルメットの購入費用について、購入補助を実施している自治体もあります。幼児用ヘルメットの購入の動機づけになるよう、本区でも幼児用ヘルメットの購入費助成制度を導入し、幼児のヘルメット着用を徹底させるよう対策強化をしてはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、高齢者の熱中症対策についてお伺いします。

消防庁の統計では、昨年夏に熱中症で救急搬送された人数は全国で約6万5,000人。年齢別に見ると、そのうち高齢者は57.9%でした。高齢者は熱中症になるリスクが高く、その原因は、高齢になると暑さや喉の渇きを感じにくくなり、若い頃に比べ体内の水分量が減少しているものの、水分の補給を怠りやすく、脱水症状を起こしやすいからです。お伺いします。本区での直近3年間の熱中症での搬送件数、そのうち高齢者の数とその割合をお示しください。

品川区は、熱中症対策の1つとして、平成23年度から避暑シェルター事業を実施しています。これは地域センター、シルバーセンター、児童センターなどの区有施設を開放し、気温が上がる日中に冷房の効いた施設で涼を取り、暑い時間帯を一時的に過ごしてもらおうというものです。この避暑シェルターの直近3年間の利用実績についてもお知らせください。また、この避暑シェルター事業も含め、本区で取り組んでいる高齢者の熱中症対策をお聞かせください。

本区の熱中症対策の1つである避暑シェルター事業は、日中の熱中症対策として実施しておりますが、夏の熱中症の約4割は夜間に発生しています。そして、その多くのケースはエアコンをつけていなかったというデータがあります。厚労省の調査結果によると、昨年夏の東京23区における熱中症死亡者のうち約9割が65歳以上の高齢者、そのうち約9割の方が屋内で亡くなり、その屋内での死亡者のうち、実に約9割がエアコンを使用していませんでした。さらに、そのエアコンを使用していなかった約9割の方の内訳を見ると、エアコンがあったけれど使わなかった方が55%、エアコンがなかった方が33%。つまり、高齢者の熱中症死亡者のおよそ3人に1人は、エアコンを設置していなかったために死亡したと

も言えるのではないのでしょうか。

これは、熱中症における死亡者数ですが、高齢者の熱中症患者の総数で計算をすると、はるかに多くの高齢者の方がエアコンを設置していないために熱中症になっています。エアコンを設置していない理由は人によって様々ですが、エアコンは高額家電の1つで、設置工事代を含め10万円を超えるケースが多く、高齢者の中では、所得や貯蓄に余裕がないために購入できない、または購入を控えて我慢しているなど、経済的な理由で設置していない方が相当数いらっしゃいます。

厚労省は近年、熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、2018年4月以降、新規の生活保護世帯のうち、高齢者や小児、障害児者、難病患者のほか、被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案して、熱中症予防が必要と思われる人が世帯にいることを条件として、当初5万円、現在では5万4,000円を上限に、エアコン購入費の支給を認めています。

また、複数の自治体で高齢者の熱中症予防のために、生活保護世帯以外へのエアコン設置助成制度を実施しております。利用条件は、世帯全員が高齢者であること、非課税世帯であることなど、おおむね一致しており、エアコンの購入設置費用のうち、川崎市では上限4万円、港区では上限6万5,000円、名古屋市では上限7万1,000円の設置費用助成をしています。

そこでお尋ねします。本区でも、様々な経済的な事情でエアコンを購入できずに熱中症になってしまう高齢者を守るため、生活保護受給世帯以外の高齢者世帯へのエアコン設置助成制度を実施してはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

最後に、自治体議員による自治体職員へのハラスメント防止についてお伺いします。

憲法第93条に規定されている地方自治における二代表制では、執行機関である知事や区市町村長と、議決機関である議会の関係性は車の両輪とも例えられ、自治体行政の実務を担う自治体職員と議員における関係性については、双方が適切な緊張感を保ちつつ、区政、市政を発展させていくためには、両者は対等であるべきだと考えますが、一部の議員においては職員に対して高圧的な言動をし、パワハラ、セクハラなどのハラスメント行為にエスカレートする事案が長年にわたり全国で発生をしています。

以下、自治体議員から職員へのハラスメント事例について複数引用しながら、質問いたします。姫路市において、市議が担当課長を呼び出し、特定の業者を入札から外すよう威圧したり、翌年には市内の公園のフェンスかさ上げを要求した後、かさ上げが進まないことに不満を抱き、机を複数回たたきながら、「ほんなもんくらいつけんかい」などと語気を強めて催促するなどしました。さらに同市議は、当時の副市長や幹部職員らに対し、公園の遊具の使用に要望を反映させるよう求め、「ちゃんとしてくれなかったら市場止めるぞ」「本会議でつるし上げる」などと発言。本件については、その後、姫路市職員倫理審査会が市職員に対し市議が繰り返し威圧的な言動し、不当要求を行ったと認定しました。

ふじみ野市においては、市の部長が市議会での答弁をめぐって当時の市議会議長にパワハラを受け、抑うつ状態になったとして慰謝料などの損害賠償請求訴訟を起こしました。訴状などによると、同議長は、指定した時間内に同部長が市議会本会議に向けた追加答弁書を作成しなかったために大声を挙げ、その後の総務常任委員会で担当課長の答弁に対し、部長の指導がなっていないとどなり、議長室に呼び出して市長への謝罪を命じたりしました。また、「議案が通らなくてもいいのか」と脅されたこともあったと述べ、市職員は与党議員に事実上反抗できないことを知りながらの行為で、名誉や人格権を侵害されたとしています。

相模原市においても、前市議会議長が職員に対し、威圧的な言動や暴言を繰り返し行っていたとして、パワハラを認定。本人もこれを認め、市議会は当該議員に対する辞職勧告決議案を全会一致で可決し、

当該議員は辞職しました。

また、市川市は、市職員アンケート結果を基に、市職員に対して市議会議員から脅迫、恫喝、暴言があったことを明らかにし、議会に百条委員会の設置を求める申入れ書を提出しました。市側は、パワハラの内容として、職員9人、計18件の資料を議会に示し、さらに副市長も「部長時代にパワハラを受けた」と発言。名指しで指摘された議員は「身に覚えがない」と主張しましたが、後日、正副議長に対し釈明の上、「反省する」と述べ、議長が嚴重注意をする結果となりました。

行政に対して施策の提言、要望をすることは、我々議員の職務上の責務でもあります。しかし、その要望を実現するために、議員としての立場を利用し、職員に対して明に暗に威圧をし要求することは、まさにハラスメントになります。これらの事例を踏まえ、まずはお伺いします。脅迫、恫喝、暴言、威圧的な言動など、自治体議員による自治体職員へのハラスメントについて、区としてどのような所見をお持ちかお聞かせください。

ただいま述べたような議員による職員へのハラスメントは決して許されません。全国自治体の職場でのハラスメント防止規定は、そのほとんどが職員同士のハラスメントについての規定で、自治体議員から職員へのハラスメントについて規定として明文化されていることはごくまれなのが現状です。お伺いします。本区においては、区職員に対して様々な事例を引用してハラスメント啓蒙を行っていると思いますが、具体的に区議会議員から区職員へのハラスメント行為を想定・明文化して、区職員に対して啓蒙、対策をしていましたでしょうか、お聞かせください。

次に、市川市と同様に、議員から職員へのハラスメント行為を行政が把握した後に、行政から議会に対して働きかけた事例を引用します。岡山県赤磐市において、市議が職員に対し威圧的な言動を行い、市が市議会に対応を求める申入れ書を提出しました。同市議は、以前にも福祉事業所職員に対し高圧的な言動を取り、議会で辞職勧告決議案が可決されており、市は、職員への不当な要求や行為を防止するための条例案を市議会に提出しています。

また、川越市においては、議会事務局の女性職員が市議に太ももをさわられる、飲酒を強要されるなどのセクハラおよびパワハラを受けたと申立てをし、同議員の処分を求める申入れ書を市議会に提出、さらに要請書を市に提出しました。その後、同議員を辞職し、さらにほかの3人の市議もハラスメントに関与したとして問責決議が可決されました。これを受け、川越市では川越市議会ハラスメント根絶条例が制定されました。

お伺いします。本区では、議員による職員へのパワハラ行為やセクハラ行為などは今まで決してなかったと信じておりますけれども、今後、過去のハラスメント事案が職員から報告があったり、それらの行為が判明した場合、区としてどのような措置、防止策を講じるのでしょうか、お伺いします。

本年6月に世田谷区では、世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例が可決されました。平成30年には狛江市で、平成31年には川越市で、今年9月には池田市で、自治体議員から職員へのハラスメント防止に関する条例が制定されており、全国の一部の自治体で同様の条例が制定されております。お伺いします。自治体議員による職員へのハラスメント抑止策として、このような自治体議員によるハラスメント防止条例は有効だと考えますが、ご所見をお聞かせください。

以上をもちまして、私、品川改革連合、くにば雄大の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、自治体議員によるハラスメントに関するご質問にお答え申し上げます。

初めに、ハラスメントは、職場の環境を悪化させる働く権利への侵害であり、職員の意欲を低下させ、かつ不快にさせる「人としての尊厳」への侵害であります。ハラスメントは区政の効率的な運営にも重大な影響を及ぼすものであり、議員・職員の別なく、決して容認できるものではありません。

次に、職員に対する啓発についてですが、区ではハラスメントの防止等に関する基本方針を策定し、職員研修などを通じて周知啓発を図っております。基本方針において、区議会議員によるハラスメントについて明文化してはおりませんが、区政に関わる全ての者がハラスメント行為の被害者にも加害者にもならないことを目的として定めているところであります。

次に、万一区議会議員による区職員へのハラスメントが判明した場合ですが、区といたしましては、ハラスメントを受けた職員からのヒアリングを実施し、ハラスメントの経緯や状況等を把握し、区議会に対してそれらの事実を報告し、適切な措置や再発防止策を求めるという手順が想定されるところであります。また、区議会議員によるハラスメントの抑止策として、防止条例を制定することの有用性につきましては、まず区議会において検討がなされるものと認識をしております。

その他のご質問等につきましては、各担当部門よりお答えを申し上げます。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 私からは、子どもの読書活動推進のための図書の配布等についてお答えします。

まず、「はじめてのえほん よんで よんで」についてですが、乳児期の子どもと保護者に本と出会う機会を提供し、幼いうちから本の楽しさと本に親しむ習慣を身につけることができるよう実施しているものです。過去3年の実績は、平成30年度4か月児健康診査の対象者3,818名のうち、健診を受けた方は3,674名、絵本パックを受け取った方は2,791名です。令和元年度は対象者3,751名、受診者3,593名、絵本の受け取り2,633名、令和2年度は対象者3,184名、受診者2,947名、絵本の受け取り2,645名となっております。また、利用者の声としては、「子どもと一緒に受け取った絵本を楽しく読んでいる」「オリジナル手提げ袋がかわいい」など好評を得ています。さらに、今年度途中より選択できる絵本の種類も増やしています。

次に、健診会場でも絵本を受け取れるようにしてはとのご提案ですが、保護者の都合に合わせて図書館に足を運んでもらい、その後の利用につなげるという本事業の趣旨から、現在の引換券方式を継続していく考えです。

次に、1歳6か月児健診などのその後の健診の機会においても図書を配布してはとのお尋ねですが、図書館の利用貸出しの促進と併せた事業効果について研究してまいります。

区では、乳幼児期の読書活動を通じて、本に触れ、言葉・物語・自然等への関心を高めていただけるよう、書籍の紹介やおはなし会の開催等の取組を進めております。今後も、子どもにとって身近な読書環境の充実、家庭における読書活動の推進・啓発に努めてまいります。

〔子ども未来部長柏原敦君登壇〕

○子ども未来部長（柏原敦君） 私からは、幼児同乗用自転車等の購入費助成についてお答えいたします。

品川区では、平成22年度より幼児2人同乗用自転車レンタル事業への補助金交付制度を導入いたしましたが、利用希望者の減少により平成29年度に制度廃止となった経緯から、購入費助成の予定はございません。

次に、幼児用ヘルメットについてですが、現在、親子自転車安全教室や自転車安全利用キャンペーン

などの機会を通じ、ヘルメット着用が重要であるとの啓発に取り組んでいるところです。ヘルメットは、大切なお子さんを守るために、自転車を利用するというご自身の判断とあわせ、自らご用意いただくべきものと考えております。今後も警察と連携して着用の啓発に努めてまいります。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、高齢者の熱中症対策についてお答えします。

東京消防庁の資料によりますと、熱中症での救急搬送件数は、令和2年は168件、高齢者が100件で59.5%、令和元年は171件、高齢者が96件で56.1%、平成30年は191件、高齢者は102件で53%でした。

次に、直近3年間の避暑シェルターの利用実績ですが、令和3年度は61施設で実施し、延べ13万1,671人の利用でした。令和2年度が63施設、延べ10万2,373人、令和元年度は63施設、延べ34万5,067人でした。あわせて、区の取組としまして、ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯に対し、ケアマネジャー、民生委員、支え愛・ほっとステーション職員等による声かけ、見守りを行っており、必要に応じて飲料水、啓発用チラシなどをお配りしております。

次に、エアコンの設置につきましては、まずはケアマネジャー等が、熱中症対策の1つとしてエアコンを上手に使う必要性を伝えることが肝要であることから、現在のところは助成を行う考えはございません。

○くには雄大君 自席より再質問いたします。

職員に対してのハラスメント啓蒙についての部分です。具体的な明文化というのがなされていない。「区政に関わるもの全て」という表現なんですけれども、この中で「区議会議員から職員への」という明文化というのは大変重要だと考えております。職員の方々が今まで議員と接している中で、苦痛に感じていたけれども立場上我慢を強いられていた方々、そういったケースがあったとして、それがハラスメントとして声を上げることができるのか、そのガイドラインとして目安になります。積極的にハラスメント被害の報告を促すことが、ハラスメント根絶の第一歩だと思います。再度、ガイドラインの明文化についてご答弁をお願いします。

ハラスメントが判明した際の区の措置、防止策についてです。これは非常に強い措置を速やかに行うことが抑止策として重要です。ここで、先ほどの答弁によりますと、もっと強い抑止効果が必要だと考えます。再度強いご答弁のほうを求めますが、よろしく願いいたします。

最後、条例についてです。先ほどのご答弁では、区議会のほうで検討することというふうにおっしゃいましたけれども、私は、先ほど紹介申し上げたとおり、市側から条例案の提出をしたケースというのもあります。区が行うべきことは職員を守ることであるので、ぜひ区側のほうから条例案の検討をしていただきたいと考えておりますけれども、その区側の検討についてお聞かせください。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） くには雄大議員の再質問に対してお答えいたします。

まず、ハラスメントに関する明文化ということですが、実際のところ、この基本方針には、区の常勤、非常勤職員、委託契約により公務職場に勤務する者およびその求職者のほか、行政サービスの利用者等品川区政に関わる全ての者に対し、ハラスメント防止ということで呼びかけております。明文化はしておりませんが、「区の非常勤職員」ということで地公法上は議員も入るという形になっていますので、それは含んでいると認識しております。

それから、条例の部分につきましては強い形でということですが、今までハラスメントに関する基本方針が1999年の平成11年にできておりますけれども、そのような事例はほぼ聞いていないという形にな

りますので、まだそういう時期ではないのかなというふうに認識しております。

○くには雄大君 再々質問いたします。

まず1点目、一番最後の条例の件についてご答弁がなかったので、そちらもお願いいたします。

そして、明文化の件なんですけれども、非常勤職員というある意味曖昧というか、区の職員から見たら、議員から、先ほど申し上げていたとおり、例えば要望・要求に関して、通常どおりの業務の中にしても、どのような口調で、どのような言い方、強さで言われたら、それがハラスメントとして声を挙げることができるのかどうかというケースについては、やはりガイドラインとして一定明文化をされていないと、声を挙げる側としては告発がしづらいのかなというふうに思いますので、その明文化の必要性、やはりもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

そして最後に、ハラスメントが判明した際の区の措置、防止策についてです。やはり区として職員を守るため、区としては議員を守るわけではなく、職員を守るのが責務だと思いますので、ぜひ区の職員のためにも強い措置、速やかな措置というのを、過去になかったというふうにご答弁でしたけれども、今のうちから今後発生した際にどのような措置を取るかということを決めていくべきだと考えますけれども、その措置、防止策についていま一度ご答弁ください。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） くには議員の再々質問にお答えします。

非常勤職員という形で書いてありますのは、地方公務員法上ののっとりた形での書き方となっておりますので、非常勤職員全てが入るという形になっておりますので、これで明文化をしていると思っております。

それから、ハラスメントの防止策で、実際にハラスメント防止に関する基本方針、そのほかハラスメント防止のための心得、その中にはハラスメントとはどういうものがハラスメントに当たるかということで、職員に全部周知をしているものでございます。例えばセクシャルハラスメントがどんなものか、パワーハラスメントがどんなものなのか、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントはどんなものか、そういう具体例を挙げて周知をしているものです。

その周知によって、職員が相談したい場合には、苦情処理相談機関の設置要領というのがありまして、それぞれ苦情相談窓口を設置し、その苦情相談窓口でさらに調査する必要があると思えば、当たると思えば、苦情処理調査担当を明示して調査をさせます。その苦情処理調査担当がさらに判断をする場合には、苦情処理委員会というものを設置して、そこで判断をしていくという形になっておりますので、こういう体制で臨んでいるところです。

○議長（本多健信君） 以上でくには雄大君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。

区長から地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告1件、監査委員から令和3年8月および9月各月末日現在における出納検査の結果について、特別区人事委員会から職員の給与等に関する報告および勧告、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

なお、特別区人事委員会から提出されました職員の給与等に関する報告および勧告につきましては、10月20日付をもって既に皆様のお手元に配付済みであります。

次に、日程第2から日程第18までの17件を一括議題に供します。

日程第2

第65号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例

日程第3

第66号議案 品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

日程第4

第67号議案 品川区立保育所条例の一部を改正する条例

日程第5

第68号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

日程第6

第69号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

日程第7

第70号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第71号議案 第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約の変更について

日程第9

第72号議案 指定管理者の指定について

日程第10

第73号議案 指定管理者の指定について

日程第11

第74号議案 指定管理者の指定について

日程第12

第75号議案 指定管理者の指定について

日程第13

第76号議案 指定管理者の指定について

日程第14

第77号議案 指定管理者の指定について

日程第15

第78号議案 特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務の変更および特別区人事及び厚生事務組合規約の変更について

日程第16

第79号議案 指定管理者の指定について

日程第17

第80号議案 指定管理者の指定について

日程第18

第81号議案 指定管理者の指定について

○議長（本多健信君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第65号議案、品川区組織条例の一部を改正する条例について。

本案は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了後においても、そのレガシーを継承し、品川区のスポーツ施策のさらなる推進および振興を図るため、文化スポーツ振興部の分掌事務の一部変更を行うものであります。

本条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、第66号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、施設の改築工事の竣工に伴い、東大井児童センターを現在の東大井公園内の仮施設から改築後の施設に移転するものであります。

本条例は、令和4年9月20日から施行するものであります。

次に、第67号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について。

本案は、保育所の移転に伴い、所要の改正を行うものであります。改正の内容といたしましては、第1に、一本橋保育園について園舎の老朽化等に伴い改築工事を実施することから、同保育園を荏原第四中学校跡地に仮移転するものであります。第2に、東大井保育園について園舎の改築工事の竣工に伴い、同保育園を現在の東大井公園内の仮園舎から改築後の園舎に移転するものであります。

本条例中、一本橋保育園の所在地変更に係る改正規定は令和4年4月4日から、東大井保育園の所在地変更に係る改正規定は同年9月20日から施行するものであります。

次に、第68号議案、品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例について。

本案は、区民の方から、品川区の障害者福祉の進展に役立ててほしいと寄附の申出がございましたことから、寄附金の円滑かつ効率的な運用を図るため、新たな基金を設置するものであります。基金の名称は「障害者福祉基金」で、基金の額は5,000万円であります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第69号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例について。

本案は、受益者負担の適正化を図るため、条例の規定を改めるものであります。

改正の内容といたしましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等が改正されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料を見直すほか、規定を整備するものであります。

本条例は令和4年2月20日から施行し、規定整備に関する改正規定は公布の日から施行するものであります。

次に、第70号議案、品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、多様な都市機能が調和する魅力とにぎわいのある市街地の形成および安全で快適な都市空間の創出を図るため、東五反田二丁目北地区地区計画を決定したことに伴い、当該区域内における建築物の用途、建ぺい率の最高限度等に関する制限を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第71号議案、第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約の変更について。

本案は、平成30年第4回定例会で本契約の議決を、令和元年第4回定例会および令和2年第4回定例会で契約変更の議決をいただきました第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約におきまして、整備中の下水道本管に近接する構造物の施設管理者との協議により、当該構造物の計測管理を追加する必要が生じたことなどによる契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を31億1,125万8,866円から31億5,223万3,866円に改めるものであります。

次に、第72号議案、指定管理者の指定について。

本案は、小山地域密着型多機能ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。指定する団体の名称は、社会福祉法人新生寿会で、指定期間は、令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間であります。

次に、第73号議案、指定管理者の指定について。

本案は、大井林町地域密着型多機能ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、社会福祉法人さくら会で、指定期間は、令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間であります。

次に、第74号議案、指定管理者の指定について。

本案は、東五反田地域密着型多機能ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、社会福祉法人新生寿会で、指定期間は、令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間であります。

次に、第75号議案、指定管理者の指定について。

本案は、上大崎特別養護老人ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、社会福祉法人愛生福祉会で、指定期間は、令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間であります。

次に、第76号議案、指定管理者の指定について。

本案は、大崎高齢者多世代交流支援施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、生活協同組合・東京高齢協で、指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日後の5年間であります。

次に、第77号議案、指定管理者の指定について。

本案は、大井林町高齢者住宅の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、社会福祉法人さくら会で、指定期間は、令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間であります。

次に、第78号議案、特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務の変更および特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更について。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務および同組合の規約を変更するものであります。

内容といたしましては、特別区人事厚生事務組合で共同処理する事務に生活保護法に定める救護施設の設置および管理に関する事務を加え、同組合の規約を変更するものであります。

なお、今回変更する規約は、各区の議会において議決を得た後、都知事の許可を経て、令和4年4月1日からの施行を予定しております。

次に、第79号議案、指定管理者の指定について。

本案は、南大井六丁目区営住宅外12施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、株式会社品川宅建管理センターで、指定期間は、令和4年4月1日から令和

9年3月31日までの5年間であります。

次に、第80号議案、指定管理者の指定について。

本案は、ファミリーユ小山外5施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、株式会社品川宅建管理センターで、指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

次に、第81号議案、指定管理者の指定について。

本案は、大井町駅東口区営自転車等駐車場外22施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社で、指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

以上で17議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（本多健信君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

日程第2および日程第8の2件につきましては総務委員会に、日程第3および日程第4の2件につきましては文教委員会に、日程第5および日程第9から日程第15までの8件につきましては厚生委員会に、日程第6、日程第7および日程第16から日程第18までの5件につきましては建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第19を議題に供します。

日程第19

第64号議案 令和3年度品川区一般会計補正予算

○議長（本多健信君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの3回目となる追加接種費用や社会福祉基金の積立金をはじめ、追加計上が必要となった経費を対象として編成するものであります。

補正額は、歳入歳出とも8億7,020万円を追加し、総額を1,860億2,622万6,000円とするものであります。

歳入。第13款国庫支出金は8億480万円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種負担金および新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加であります。

第14款都支出金は1,540万円の増額で、養育困難児童の受入れ体制整備事業補助金および介護事業者地域連携推進事業補助金の新規計上であります。

第16款寄附金は5,000万円の増額で、社会福祉指定寄附金の追加であります。

続いて歳出。第3款民生費は6,540万円の増額で、介護事業者地域連携体制検討助成、社会福祉基金積立金および養育困難児童支援事業の新規計上であります。

第4款衛生費は8億480万円の増額で、新型コロナウイルスワクチンの3回目となる追加接種費用の追加であります。

以上で第64号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（本多健信君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

日程第19の歳出予算の補正につきましては所管の常任委員会に、総合審査につきましては総務委員会に付託いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。よって日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1から追加日程第6までの6件を一括議題に供します。

追加日程第1

第82号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

追加日程第2

第83号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第3

第84号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第4

第85号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第5

第86号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第6

第87号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（本多健信君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第82号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例および第83号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、両案は、区長、副区長および教育長の期末手当の支給月数について、特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、改定を行うものであります。

改定の内容といたしましては、期末手当の支給月数を年間3.61月から3.5月に引き下げるものであります。この改正により、品川区長および副市長の給与及び旅費条例の規定を引用しております区議会議

員および常勤の監査委員の期末手当につきましても、同様の引下げとなります。

両条例は公布の日から施行し、令和4年度以降の期末手当に係る改正規定は、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、第84号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第85号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第86号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第87号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

これら4議案は、本年10月20日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえ、公民較差を解消するため、会計年度任用職員以外の職員の期末勤勉手当の支給月数について、年間4.6月から4.45月に引き下げるとともに、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について、年間2.55月から2.4月に引き下げる改定を行うものであります。

これら4条例は公布の日から施行し、令和4年度以降の期末手当に係る改正規定は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で6議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（本多健信君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

なお、第84号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第85号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第86号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第87号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を聴いております。回答はお手元に配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

追加日程第1から追加日程第4までの4件につきましては総務委員会に、追加日程第5および追加日程第6の2件につきましては文教委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第20を議題に供します。

日程第20

請願・陳情の付託

○議長（本多健信君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

12月8日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は12月9日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後4時12分散会

議長	本多健信
副議長	塚本よしひろ
署名人	芹澤裕次郎
同	吉田ゆみこ